

第4回  
建築行政共用データベースシステム  
連絡協議会理事会 資料

- 1 日 時 平成20年6月30日(月) 11:30～13:00
- 2 場 所 明治記念館 1階 相生の間
- 3 次 第
  - (1)開 会
  - (2)役員紹介
  - (3)国土交通省挨拶
  - (4)会長挨拶
  - (5)議事
    - 総会説明の概要について
    - 意見交換
- 4 配付資料
  - 【資料1】連絡協議会役員一覧
  - 【資料2】第3回理事会議事録

(別添)総会配付資料一式

## 建築行政共用データベースシステム連絡協議会

## 役員一覧

会長	東京都都市整備局技監	福島 七郎
副会長	大阪府住宅まちづくり部技監	吉田 敏昭
理事	北海道建設部住宅局建築指導課長	富田 克己
	宮城県土木部建築宅地課長	小野 明
	神奈川県県土整備部建築指導課長	塚田 操六
	愛知県建設部建築担当局建築指導課長	兼氏 康博
	兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長	楠田 修三
	広島県都市局建築課長	林 康文
	福岡県建築都市部建築指導課長	平 信二
	横浜市まちづくり調整局指導部建築企画課長	加藤 高明
	大阪市計画調整局建築指導部建築確認担当課長	葛原 栄一
	財団法人日本建築センター理事	水庭 武宣
	財団法人日本建築総合試験所副理事長	松原 徹雄
	日本 E R I 株式会社専務取締役	土岐 悦康
	建築検査機構株式会社代表取締役	星野 寛
	国土交通省住宅局建築指導課長	水流潤太郎
	国土交通省住宅局市街地建築課長	橋本 公博
	国土交通省関東地方整備局建政部長	上田 洋平
	国土交通省近畿地方整備局建政部長	西植 博

(平成20年5月1日現在)

## 建築行政共用データベースシステム連絡協議会第 3 回理事会議事録(案)

1. 開催日時 平成 20 年 3 月 27 日(木) 11:30 ~ 13:00

2. 開催場所 家の光会館 1 階セミナールーム

3. 出席者(敬称略)

国土交通省 水流、佐藤、渋谷

東京都(福島、小野) 大阪府(吉田) 兵庫県(村山) 広島県(下)

福岡県(松田) 大阪市(葛原) 日本建築総合試験所(松原) 日本 ERI(土岐)

建築検査機構(星野)

事務局 棕、若月、青木、坂田、中川、蛭川、竹田、久保、鳥居

4. 配布資料

- ・ 連絡協議会役員一覧
- ・ 総会配布資料一式

5. 議 事

(1) 開会

棕 周二氏(財団法人建築行政情報センター専務理事)から第 3 回理事会開会のあいさつが行われた。

(2) 国土交通省挨拶

国土交通省住宅局建築指導課課長 水流 潤太郎氏から挨拶があった。

(3) 建築行政共用データベースシステム開発の現況と課題について

事務局 若月玄秀(財団法人建築行政情報センター企画部長)から、配布資料に基づき、建築行政共用データベースシステム開発の現況と課題について説明がなされた。

また、総会での報告内容についても紹介がなされた。

(4) 次回総会の開催について

次回総会の開催は、6 月頃とし、事務局より改めて連絡する旨報告された。

以 上

# 第4回 建築行政共用データベースシステム 連絡協議会総会 資料

- 1 日 時 平成 20 年 6 月 30 日 (月) 13:30～16:00
- 2 場 所 明治記念館 富士 (1) の間
- 3 次 第
  - (1) 開 会
  - (2) 議事
    - ①各サブシステムの検討状況等について
    - ②利用料の検討状況について
    - ③共用データベースシステムの普及促進策について
    - ④質疑・要望について
  - (3) 事務局挨拶
  - (4) 講演 「最近の建築行政の動向」(国土交通省建築指導課)
- 4 配付資料
  - 【資料1】連絡協議会第3回総会議事録(案) ..... 1
  - 【資料2】各サブシステムの検討状況等について..... 5
  - 【資料3】運営経費と利用料について..... 33
  - 【資料4】建築確認等事務改善のための  
共用データベースシステムの普及促進策について(案) ..... 47
  - 【資料5】質疑・意見等(前回総会後の受付分) ..... 48
  - 【資料6】質疑・要望送付方法 ..... 51
  - 【参考資料】建築行政共用データベースシステム連絡協議会会則..... 52

(別添) 建築行政共用データベースシステムの概要(パンフレット)  
新しい建築士制度(パンフレット)  
財団法人建築行政情報センター 業務のご案内(パンフレット)





## 建築行政共用データベースシステム連絡協議会第3回総会 議事録（案）

1. 開催日時 平成 20 年 3 月 27 日（木）午後 1 時 30 分から午後 4 時まで
2. 開催場所 飯田橋レインボービル 7階 大会議室
3. 配布資料  
議事次第
  - 【資料 1】 連絡協議会第 2 回総会議事録
  - 【資料 2】 各サブシステムの検討状況と利用料の考え方について
  - 【資料 3】 質疑・意見等（前回総会後の受付分）
  - 【資料 4】 質疑・要望提出方法
  - 【参考資料】 建築行政共用データベースシステム連絡協議会会則
  - 【補足資料】 開発委員会及び各部会 今年度活動概要  
（別添） 建築行政共用データベースシステムの概要（パンフレット）
4. 出席者  
国土交通省住宅局、連絡協議会会員
5. 議 事
  - (1) 開会  
財団法人建築行政情報センター 椋 周二 専務理事から開会が宣言され、協議会役員の紹介があった。
  - (2) 会長挨拶  
東京都都市整備局 福島 七郎 技監から挨拶があった。  
■ 福島会長からのご挨拶  
システム開発は H22 年の本格運用を目指してスタートした所である。今日は本システムの開発状況と利用料の考え方の説明を通して理解を深めて頂きたい。
  - (3) 国土交通省挨拶  
国土交通省住宅局建築指導課 水流 潤太郎 課長から挨拶があった。  
■ 水流 課長からのご挨拶  
建築行政共用 DB（データベース）の協議会活動にご理解を頂き、熱心に取り組みを頂いていることにお礼申し上げたい。改正建築基準法の施行状況だが、住宅着工数は 9 月末に底を打ち、10 月以降は増加に転じている。全国で 1 月は対前年度同月比でマイナス 5.7%となった。これは年率に換算すると 118 万件余りとなり、過去 5 年と比較しても遜色のない数字となっている。構造適合性判定の申請件数も 2 月は 2,000 件を超える所まで伸びている。1～2 月は確認の少ない時期で 3～4 月に例年増加となるが、増加のピッチに今年もついてゆけるか、回復が認められるかの試金石であると思っている。引き続きよろしくお願ひしたい。

手続きの円滑化と審査の厳格化の両立という難しい命題に取り組んでいるが、十分でない設計図書もあると聞くが、一方で技術レベルが上がってきたとも聞いている。

第2弾となる建築士法改正についてだが、11月28日施行で、5月28日から準備行為として構造設計一級・設備設計一級の資格付与をするためのみなし講習が始まる。6月に講習を開き、7月に修了考査となる。建築士・事務所の登録業務や閲覧事務を指定登録機関が行う制度もスタートするので、建築行政共用DBが稼働していなくてはならない。システムを築くと共に関係者全員が参加してこそDBの力が発揮されるので、是非ご理解を頂きたい。

#### (4) システム開発の進捗状況とシステム利用料の考え方について

事務局 久保（財団法人建築行政情報センター企画部企画課）より、補足資料と資料2（P5～P56）に基づき、各サブシステムの検討状況と開発状況の概要説明が行われた。

続いて、事務局 蛭川（財団法人建築行政情報センター企画部システム企画課）より、資料2（P57～P62）に基づき、利用料の考え方の説明が行われた。

#### (5) 質疑応答

質疑応答およびシステムへの要望の詳細は以下の通り。

##### 【質問：建築士免許証の発行について】

建築士・事務所システムについては、2月1日の建築士試験の全国連絡会議で、免許証発行機能を付けるという説明があった。免許書の書式は、一級は国土交通省が定めているが、二級・木造については都道府県によってまちまちである。説明資料では免許証明書発行機能と書かれているが、免許証発行機能は付けないのか。

DBに免許証の発行機能がないと他システムで入力する必要がある。DBシステム構築にあたっては二度手間を作らないシステムにして欲しい。二級・木造も一級と同様に全国で仕様を統一できれば良い。（三重県）

##### 【回答】

呼称が免許証から免許証明書となったので、ここでも免許証明書の発行機能としている。これは携帯型でICチップ付きとなるが、このICチップ付きのものを発行する機能はシステムには付けない。各都道府県に対応するには47種の帳票を準備することになるので、これには対応しないが、データ出力の機能を設けて任意に発行して頂く。

##### 【質問：従量課金の課金対象について】

従量制とはアクセス毎かそれとも案件毎か。アクセス毎だとしたら、直すたびに利用料がかさむ、ミスが許されないシステムなのか。（滋賀県）

##### 【回答】

今のところアクセス毎ではなく、1案件毎に加算する考え方である。

##### 【質問：概要書の閲覧に供するデータについて】

P12にある概要書の閲覧についてだが、データ化された文字のみが対象となるのかそれともスキャナーで取り込んだデータも対象となるのか。（千葉県市川市）

##### 【回答】

概要書の閲覧対象については、台帳・帳簿登録閲覧システムで検討中である。文字データとスキャナーで取り込んだ画像データの両者並行で公開を検討中である。

【質問：閲覧に供するスキャンデータの対象範囲について】

市川市では計画概要書のうちで指定確認検査機関から送られたものは職員が取り込んで、閲覧に供している。閲覧のために用意するスキャンデータは、市受付のもののみか、指定確認検査機関受付と市受付の両方となるのか。（千葉県市川市）

【回答】

指定確認検査機関で受け付けたものは、指定確認検査機関でスキャンしてから配信システムを通して特定行政庁へ届く。一方、紙で届けられたものは特定行政庁で取り込むことになる。

(6) 質疑・要望の送付方法について

事務局 久保（財団法人建築行政情報センター 企画部企画課）より、資料4の説明があった。質疑・要望はメールやファックスで事務局へ送付できる旨、それについての回答はホームページ上で公開もしくは次回の連絡協議会総会で回答する旨が述べられた。

また、前回の連絡協議会総会で受け付けた質問への回答は、資料3を各自参照の事。

(7) 事務局挨拶

財団法人建築行政情報センター 那珂 正 理事長から挨拶があった。

■ 那珂理事長からの挨拶

建築行政共用 DB は、本年度4月から取り掛かり、1年が経過したが、ほぼ順調に開発が進んでいるのではないかと思う。新年度4月から、改正建築士法をにらみ、関係システムだけでも試行的に運用を始め、本年末の本格施行に合わせて H21 年度からは DB 本格運用としたい。会員の方々は予算要求等、運用に向けて的確なご準備をお願い申し上げる。

本 DB はあと2年かけて開発し、H22 年度から本格的に運用を開始したいと思っている。DB は利用者あってのものなので、少しでも使い勝手が良く、少しでも安価にご提供できるようにシステム開発を進めている。ICBA も最大限の努力を払ってゆくが、連絡協議会の皆様がご自分のこととして開発委員会や部会に参加して頂き、皆様から利用者としての意見を頂ければさらに良くなる。積極的な参加をお願い致したい。

(8) 休憩

(9) 講演 「ユビキタスと建築」（東京大学 坂村教授）

(10) 閉会

以上





## 各サブシステムの検討状況等について

○全体スケジュール、全体構成（イメージ）

○ネットワーク構成の進捗状況

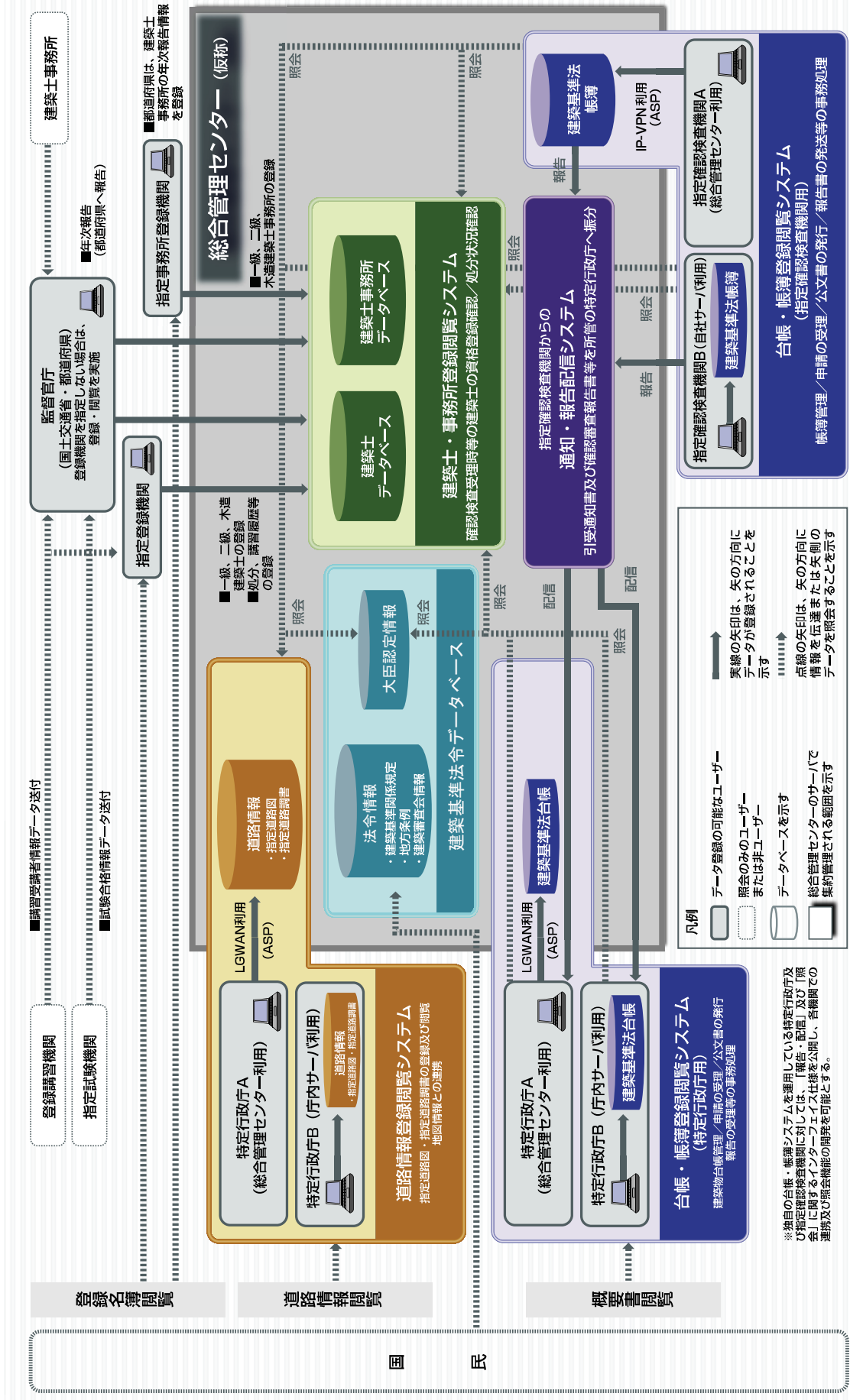
1. 建築士・事務所登録閲覧システム
2. 台帳・帳簿登録閲覧システム
3. 通知・報告配信システム
4. 道路情報登録閲覧システム
5. 建築基準法令データベース

# 建築行政共用データベースシステム 全体スケジュール

実施項目	2007年度		2008年度										2009年			備考																					
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
<b>建築士・事務所 登録閲覧システム</b>	構想・要件整理		設計 要件	設計 基本 詳細	開発	試験 結合 受入		一次稼働	本稼働																												
構想・要件整理		要件定義	基本	開発			結合 受入	二次稼働	本稼働																												
		要件定義 基本 詳細	移行																																		
<b>台帳・帳簿登録 閲覧システム</b>	構想・要件整理		設計			開発			試験 結合 受入																												
構想・要件整理		要件定義	基本	開発																																	
		要件定義 基本 詳細	移行																																		
<b>通知・報告 配信システム</b>	構想・要件整理		設計			開発			試験 結合 受入																												
構想・要件整理		要件定義	基本	開発																																	
		要件定義 基本 詳細	移行																																		
<b>建築基準 法令データベース</b>	構想・要件整理		設計			開発			稼働																												
構想・要件整理		要件定義	基本	開発																																	
		要件定義 基本 詳細	移行																																		
<b>道路情報 登録閲覧システム</b>	構想・要件整理		調査	設計 要件	設計 基本 詳細	開発	試験 結合 受入	稼働 (通用版)																													
構想・要件整理		要件定義	基本	開発																																	
		要件定義 基本 詳細	移行																																		
<b>共通基盤システム</b>	構想・要件整理		調査	設計 要件	設計 基本 詳細	開発	試験 結合 受入	稼働																													
構想・要件整理		要件定義	基本	開発																																	
		要件定義 基本 詳細	移行																																		
<b>IDC</b>	構想・要件整理		設計			開発			稼働																												
構想・要件整理		要件定義	基本	開発																																	
		要件定義 基本 詳細	移行																																		
<b>LGWAN接続準備 回線手配</b>	構想・要件整理		申請	調査	設計 要件	設計 基本 詳細	開発	試験 結合 受入	稼働																												
構想・要件整理		要件定義	基本	開発																																	
		要件定義 基本 詳細	移行																																		
<b>マイルストーン</b>	▲ 連絡協議会総会 (1/1/9)		▲ 連絡協議会総会 (3/27)		▲ 連絡協議会総会 (6/30)		▲ 連絡協議会総会 (11/28)		▲ 連絡協議会総会		▲ 連絡協議会総会		▲ 連絡協議会総会		▲ 連絡協議会総会		▲ 連絡協議会総会		▲ 連絡協議会総会		▲ 連絡協議会総会		▲ 連絡協議会総会		▲ 連絡協議会総会		▲ 連絡協議会総会		▲ 連絡協議会総会		▲ 連絡協議会総会		▲ 連絡協議会総会		▲ 連絡協議会総会		指定道路関係改正省令施行 整備事業終了▲

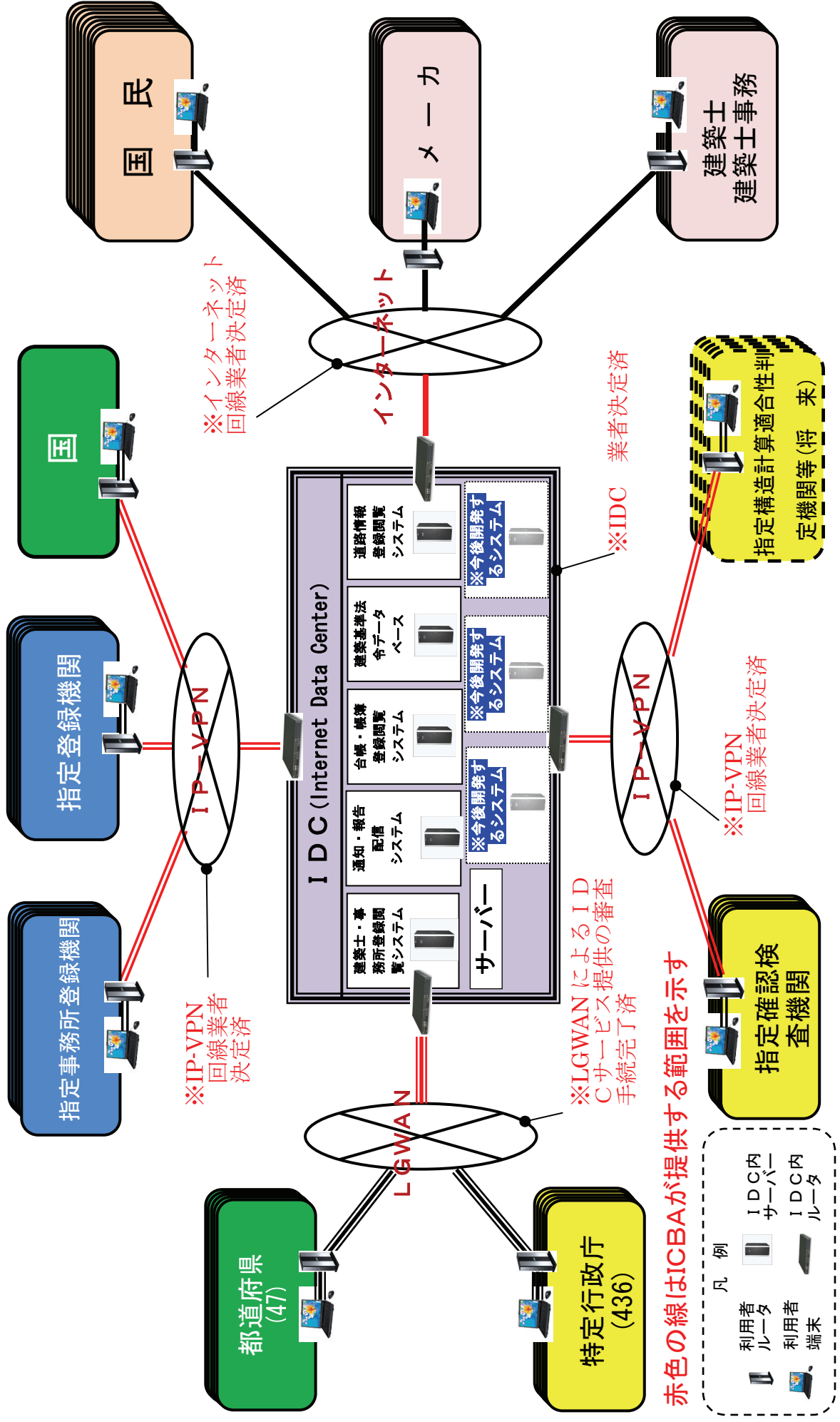
※「稼働」とは実業務における運用を示し、「本稼働」とは利用料を伴う運用を示す。

# 建築行政共用データベースシステム 全体構成 (イメージ)



# 建築行政共用データベースシステム ネットワーク構成の進捗状況

赤色の線はICBAが提供する範囲を示す



## 1. 建築士・事務所登録閲覧システム

## 1. 建築士・事務所登録閲覧システム

### (1) 検討経過

#### ア. 開発進捗について

(ア)平成19年12月に開発ベンダー決定後、要件定義書、基本設計を経て、現在システム開発中。(操作画面イメージ：図1-1～1-4)

(イ)免許証明書発行機能、WEBによる登録情報変更届機能、資格の登録証明書の発行機能を追加。

#### イ. 利用者側に必要な動作環境について

(ア)OS：WindowsXP SP2以降

(イ)利用回線：LG-WAN（都道府県）、IP-VPN（国、指定登録機関、指定事務所登録機関）、インターネット（建築士）

(ウ)その他：スキャナー（外字、年次報告の取込用に使用）、JIS2004に対応した日本語辞書

#### ウ. オンライン結合における安全上の措置基準

建築士、建築士事務所の個人情報オンライン結合（他の機関の保有する情報と結合し、データベース管理すること）するに当たり、各都道府県の個人情報保護条例等における必要条件を調査し、整理。

図 1-1 トップページのイメージ(LGWAN・IP-VPNによる接続の場合)

日時 2008年12月12日 10時30分 ログインユーザ ○○○○○○さん ログアウト ヘルプ

建築行政共用データベースシステム  
ICBA Database System Shared by Building Administration

トップページ

システムメニュー

- 建築士・事務所登録閲覧システム
- 建築基準法令データベース
- 台帳・帳簿登録閲覧システム
- 通知・報告配信システム
- 道路情報登録閲覧システム

管理メニュー

- 組織担当者メニュー
- 組織管理者メニュー
- システム管理者メニュー
- パスワード変更
- ご利用になる前に

お知らせ

03月01日	03/05日にシステムメンテナンスを行います
02月10日	ユーザ登録エラーが復旧しました
02月09日	ユーザ登録にてエラーが発生します

[過去の更新はこちら...](#)

更新情報

03月01日	○システムが稼働しました
02月02日	新機能が追加されました
01月05日	○システムが稼働しました

[過去の更新はこちら...](#)

前回ログイン

2008年12月12日 11時20分

財団法人建築行政情報センター ☎Tel00-000-0000 ✉お問い合わせ:info@icba.or.jp  
操作問合せ:8時半～17時半 システム障害問合せ:6時～24時(いずれも土日祝祭日等を除く)

Copyright © 2008 ICBA All rights reserved.

図 1-2 トップページのイメージ(Internet による接続の場合)

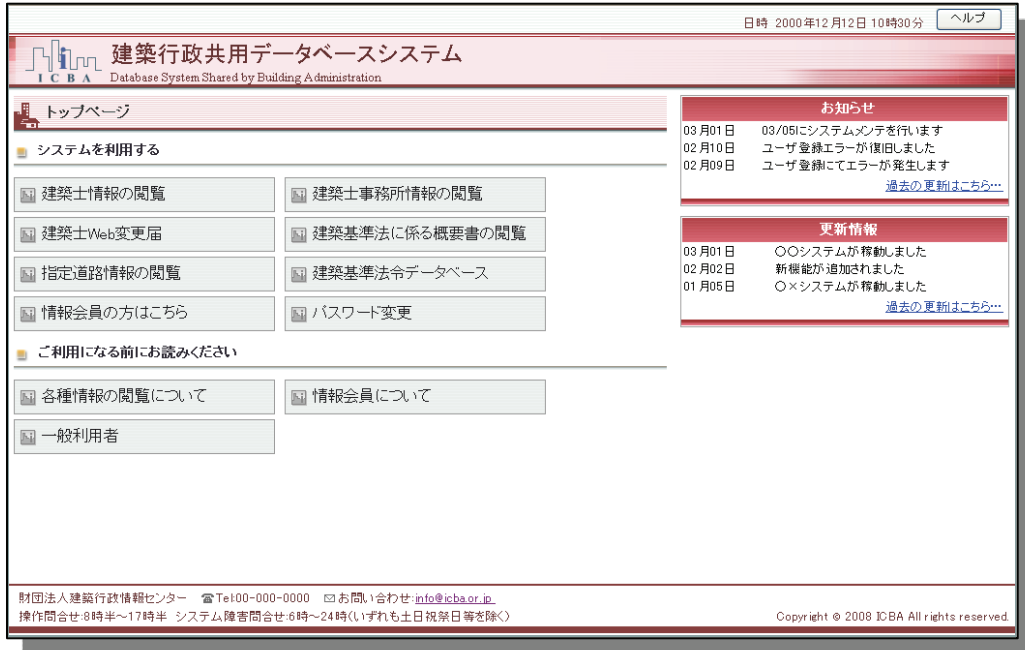


図 1-3 建築士・事務所登録閲覧システム メニュー画面のイメージ

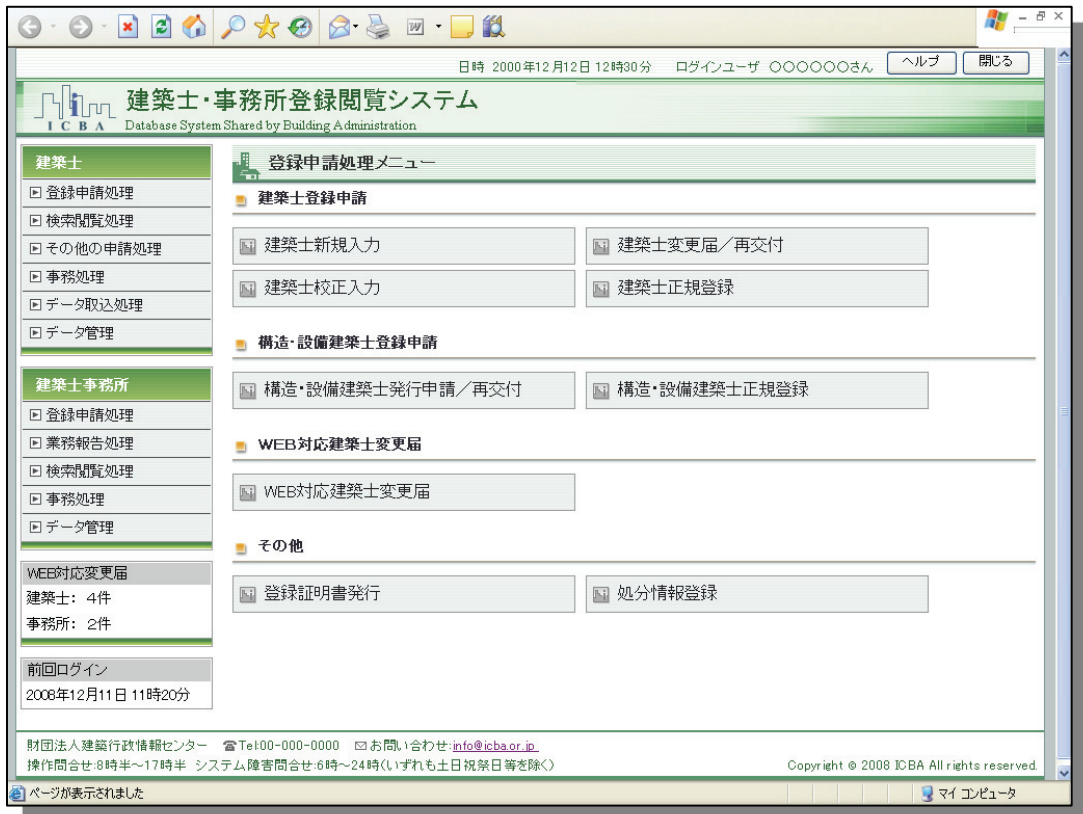




図 1-4 建築士・事務所登録閲覧システム 入力画面・検索画面のイメージ

The image displays two screenshots of a web application interface. The top window is titled '建築士 新規入力' (Building Practitioner New Input) and contains a registration form. The bottom window is titled '建築士事務所 検索' (Building Practitioner Office Search) and shows search results.

**登録前処理情報 (Registration Information):**

- 02受付番号: 6)3456
- 03申請等受付年月日: 平成 12年 12月 12日
- 04申請都道府県名: 20)45678901234567890
- 06合格年月日: 平成 12年 12月 12日
- 06合格番号: 元号 H年 12 登録番号 8)345678
- 10建築士区分:  一級  二級  木造
- 11登録都道府県: 01 北海道

**現況情報 (Current Information):**

- 15)氏名(姓)フリガナ: 20)45678901
- 17)氏名(姓): 20)45678901
- 19)氏名イメージ表示:
- 20)姓フリガナ: 20)34567890
- 21)姓: 20)34567890
- 22)姓イメージ表示:
- 23)通称フリガナ: 60)45678901
- 24)通称(姓名): 60)45678901
- 25)通称イメージ表示:
- 26)生年月日: 昭和 12
- 28)免許証写真:
- 30)本籍地都道府県:
- 31)本籍地: 255)5678901
- 32)現住所郵便番号: 8)345678
- 34)現住所: 255)5678901

**検索画面 (Search Screen):**

検索項目:  現況情報に関する検索項目

- 登録番号: 12)456789012
- 登録年月日: 12年 12月 12日 ~ 12年 12月 12日
- 事務所名称: 100)567890123456789012345678901234567890123456789012345678901234567890
- 管理建築士氏名: 50)4567890123456789012345678901234567890
- 管理建築士登録都道府県:
- 管理建築士資格区分:  一級  二級  木造

更新等履歴に関する検索項目 (更新履歴):

- 登録番号: 12)456789012
- 登録年月日: 12年 12月 12日 ~ 12年 12月 12日
- 事務所名称: 100)567890123456789012345678901234567890123456789012345678901234567890
- 管理建築士氏名: 50)4567890123456789012345678901234567890
- 管理建築士登録都道府県:
- 管理建築士資格区分:  一級  二級  木造

並び替え: 登録番号 |  昇順  降順  
表示件数:  20件  50件  100件

検索結果: 検索結果 60件 (123456 | 頁移動 | <<前 | 1/10 | 次>>)

登録番号	申請受付年月日	登録年月日	区分	事務所名称
123456789012	平成12年12月12日	平成12年12月12日	一級	12345678901234567890123456789012345678901234567890123456789012345678901234567890
123456789012	平成12年12月12日	平成12年12月12日	一級	12345678901234567890123456789012345678901234567890123456789012345678901234567890
123456789012	平成12年12月12日	平成12年12月12日	一級	12345678901234567890123456789012345678901234567890123456789012345678901234567890
123456789012	平成12年12月12日	平成12年12月12日	一級	12345678901234567890123456789012345678901234567890123456789012345678901234567890

(2) 今後の予定

ア. 開発

- (ア)平成20年8月上旬 テスト機関において検証作業
- (イ)平成20年8月下旬より操作説明会を実施
- (ウ)平成20年10月より運用開始

イ. 既存データの移行作業

電子で管理している都道府県データの移行作業を実施中  
(紙で管理している都道府県データの電子化作業は実施済)  
平成20年9月 建築士・事務所登録閲覧システムへの移行作業

(4) 検討課題

ア. 改正法施行後の事務処理について

改正法施行後の事務処理について、システムへの反映を前提に、関係機関(国、都道府県、指定登録機関等)と調整。

イ. ICチップを活用した携帯用免許証の活用について

携帯用免許証へのICチップ埋め込みによる偽造防止

## 2. 台帳・帳簿登録閲覧システム

## 2. 台帳・帳簿登録閲覧システム

### (1) 検討経過

#### ア 台帳管理項目について

システムにおける管理項目の整理を行い、台帳及び帳簿のデータ化範囲について検討した。

#### イ 業務フローの検討

確認、検査、定期報告における現在の業務の流れを整理し、業務フロー及びシステム化の範囲を検討した。

#### ウ サブシステム間の連携について

通知・報告配信システム等、他のサブシステムの連携について検討した。

### (2) 今後の予定

#### ア. 開発

(ア)平成 20 年 8 月初旬 ベンダ決定 (図 2-1)

### (3) 今後の検討課題

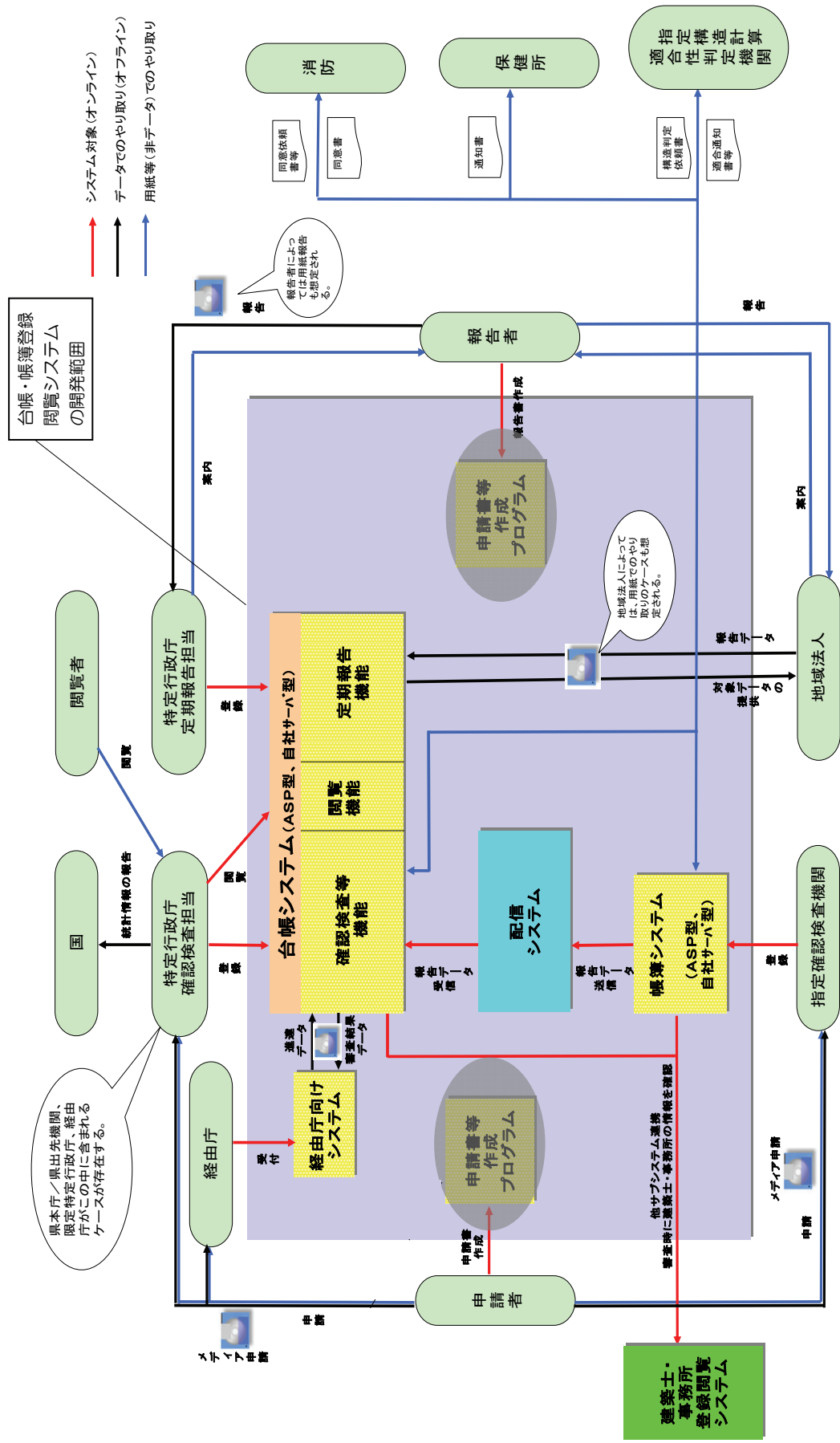
#### ア 開発

研修計画・テスト稼働計画等の検討

#### イ 移行

特定行政庁、指定確認検査機関への導入に向けての働きかけ  
既存データの移行

図 2-1-1 台帳・帳簿登録閲覧システム及び配信システムの俯瞰図



※台帳／帳簿システム、地域法人定期報告システムおよび申請書等作成プログラムシステムには機関ごとに独自開発したシステムが存在するため、そのシステムとのIFを公開する。



### 3. 通知・報告配信システム

### 3. 通知・報告配信システム

#### (1) 検討経過

ア 通知・報告配信システムの要件定義及び基本設計を作成

(ア)送信側（指定確認検査機関）及び受信側（特定行政庁）の業務機能の確定、不要な報告の削除機能、バックアップ機能その他の機能进行設計

図 3-1 通知・報告配信システム画面イメージ（送信案件検索画面）

送信案件検索画面 TH020S0100

日時 2008年3月8日 16時23分 ログイン名 建築太郎 閉じる ヘルプ

建築行政共用データベースシステム  
Database System Shared by Building Administration

組織名:0000

■送信案件検索条件入力

交付日: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 処分番号  
 配信日: 平成 年 月 日 ~ 平成 20年3月8日 文書種別  
 地名地番  
 送信先: ブロック 都道府県 出先 市区町村  
 並び替え: 交付日 昇順 降順 表示件数: 20件 50件 100件

検索 クリア

■送信案件一覧

検索結果 1,250件 再移動 <<前 1/50 次>>

No.	到達ID 配信日時	交付日 処分番号	文書種別	送信先(特定行政庁) 地名地番	ステータス 受理/不受理日	コメント
1	0123456789 平成20年3月8日2時5分	平成20年3月8日 第H19確認建築甲乙丙庁00004号	確認審査報告書	東京都都市整備局市街地建築部築企面課建築防災係 東京都港区麻布台1丁目11番	到達済 平成20年3月8日	コメント

結果出力

財団法人建築行政情報センター ☎Tel:00-000-0000 ☐お問い合わせ:info@icba.or.jp  
操作問合せ:8時半~17時半 システム障害問合せ:6時~24時(いずれも土日祝祭日等を除く)

Copyright © 2008 ICBA All rights reserved.

(イ)独自帳簿システムを活用している指定確認検査機関に対して、通知・報告配信システム側のインターフェース仕様を設計

(ロ)独自台帳システムを活用している特定行政庁に対して、通知・報告配信システム側のインターフェース仕様を設計

#### (2) 今後の予定

ア 通知・報告配信システムのベンダー決定(平成20年8月初旬)

(ア)発注仕様書の作成

(イ)ベンダー選定

(ロ)参考価格の算定

(エ)プロポーザル評価方法の策定

イ 通知・報告配信システムの設計、開発

(ア)詳細設計

(イ)データベース設計

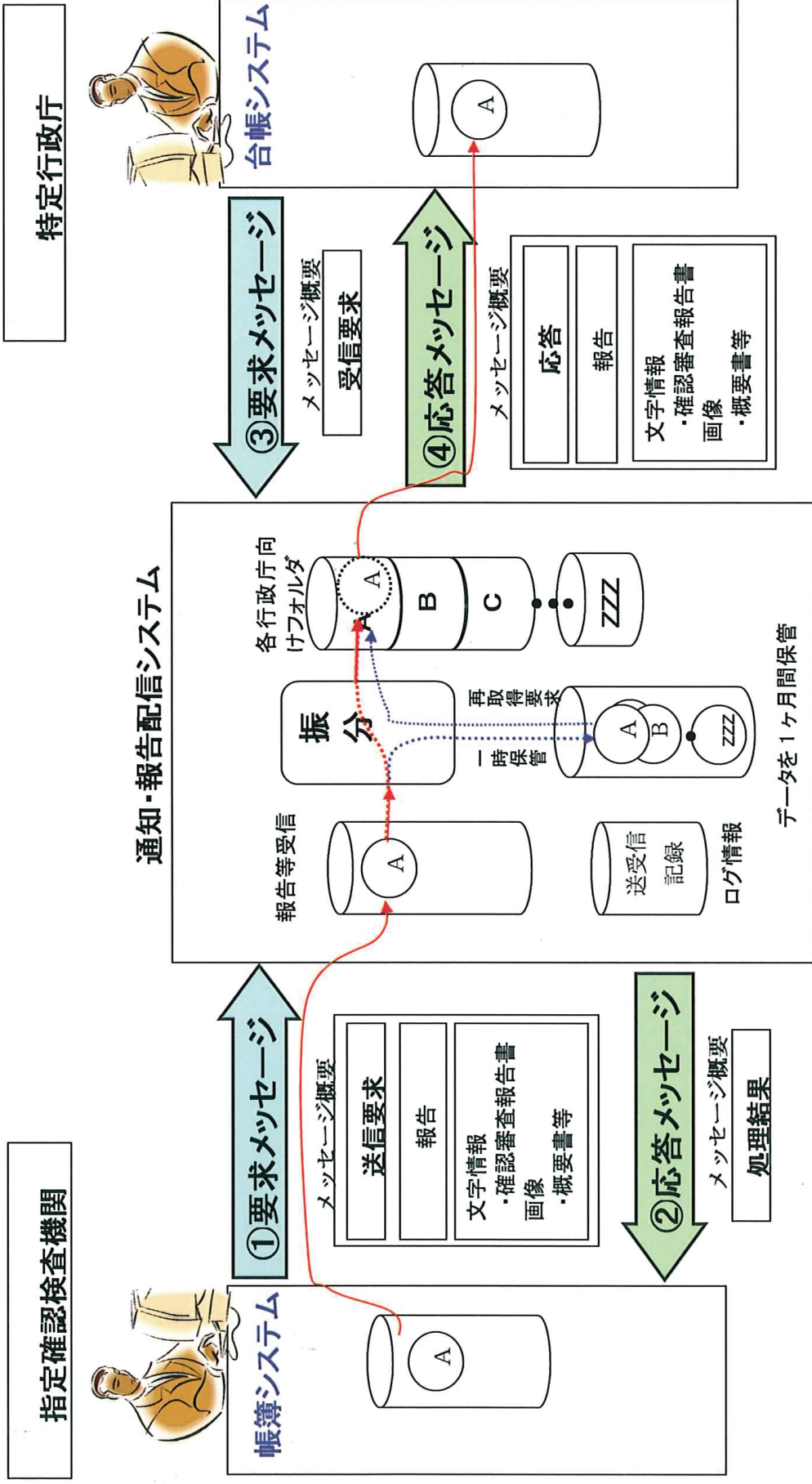
(ロ)アプリケーションの開発

- ウ 独自システムを活用する特定行政庁及び指定確認検査機関に通知・報告配信システムを活用して頂くための説明等
  - (ア)通知・報告配信システム側のインターフェース仕様の開示
  - (イ)連携方法の説明
  - (ウ)通知・報告配信システムを利用した実証実験のためのシステム開発
  
- エ 指定確認検査機関から特定行政庁への電子報告を可能とする為の方策の実施
  - (ア)特定行政庁・指定確認検査機関コード番号の確定
  - (イ)特定行政庁の区域変更、市町村合併等が行われる場合の当財団への事前報告ルールの確立



(3) インターフェイス仕様イメージ図

以下に、指定確認検査機関及び特定行政庁間での報告の送信・受信の例を図示します。  
 インターフェイス仕様の情報開示は、下図における、送受信の手順及び電文の具体的な内容（情報）です。電文の具体的な内容は、  
 下図における要求メッセージの種類（報告等）・内容及び応答メッセージの種類・内容となります。



通知・報告配信システムによる配信対象様式

表1 法定通知・報告様式一覧

手続	通知報告時期	様式名称
確認申請	確認済証発行時	確認審査報告書(第16号様式)
		建築計画概要書(第3号様式)
		確認申請書 第4面&第5面(第2号様式)
		審査チェックリスト
		構造適判結果通知
中間検査	検査引受時	中間検査引受通知書(第30号様式)
	検査完了時	中間検査報告書(第32号様式)
		中間検査申請書 第2面～第4面(第26号様式)
		検査チェックリスト
完了検査	検査引受時	完了検査引受通知書(第23号様式)
	検査完了時	完了検査報告書(第25号様式)
		完了検査申請書 第2面～第4面(第19号様式)
		検査チェックリスト

表2 法定外通知・報告様式一覧

手続	通知報告時期	様式名称
確認申請	受理・審査前	確認申請受理通知
		確認申請引受報告
	処理後、月次等	申請等取扱件数表
		建築基準法施行状況月報
		確認申請引受件数報告
		構造計算適合性判定に係る申請受付件数
		交付物件一覧
		工事監理者選定届
	報告事項変更届	
	中間検査	月次、年次等
年次引受件数表		
合格証交付件数表		
合格証交付物件一覧		
完了検査	月次、年次等	月次引受件数表
		年次引受件数表
		検査済証交付件数表
		検査済証交付物件一覧



## 4. 道路情報登録閲覧システム

## 4 道路情報登録閲覧システム

### (1) 検討経過

#### ア システム化イメージの策定

道路情報登録閲覧システム構築の基本方針、業務要件をまとめ、システム化のイメージを策定した。

採用するベースマップは、国土地理院発行 1/2,500 の数値地図とした。

(操作画面：図 4-1～4-2)

#### イ 特定行政庁の総合管理センター利用意向について

現在、運用形態に関する意向調査に基づき、総合管理センターを希望した行政庁に対して、コスト等を含めた説明を行い、個別にサーバを設置する方式へ一本化する方向で調整中。(総合管理センター利用意向が少なかったため)

図 4-1 道路情報登録閲覧システム 地図表示画面のイメージ



図 4-2 道路情報登録閲覧システム 情報照会画面のイメージ

ICBA 道路情報登録閲覧システム

日時: 2008年00月00日 ログインユーザ名: ○○○○ ログアウト ヘルプ

■ 情報照会

整理番号	20-03-01-002
指定道路図対照番号	1234-5678-90-2
指定道路の種類	2項道路
指定の年月日	平成20年03月01日
指定道路の延長	110.00
指定道路の幅員	4.00
指定道路の位置	清安市富岡一丁目20番の内、21番の内、22番の内、23番の内、24番の内、25番の内、30番の内、31番の内、32番の内
申請者の氏名	浦島太郎 浦島次郎
水平距離指定の年月日	
水平距離指定に係る道路の部分の延長	
水平距離	
水平距離指定に係る道路の部分の位置	
その他	平成20年03月01日作成 公道(清安市○○号)
添付ファイルの表示	<a href="#">20-03-01-002測量図.pdf</a> <a href="#">20-03-01-002現場写真.jpg</a>

調査第一面の表示 調査第二面の表示 編集する キャンセル

お問い合わせ先 XXX-XXXX-XXXX Copyright © ICBA All rights reserved.

## (2) 今後の予定

- ア 総合管理センターによる道路情報のWEB公開機能の活用意向について
- 特定行政庁の公開業務の負担軽減、一般国民の利便性向上のためには、道路情報の公開業務を行政庁の代理として総合管理センターが行うことも望ましいと想定される。
- このため、今後総合管理センターにおける道路情報のWEB公開についても特定行政庁向けアンケート調査を行い、利用意向等を把握したうえで、総合管理センターにおける公開業務の要否について検討を進める。(図 4-3、図 4-4)

図 4-3 運用形態1:公開サーバを行政庁にて管理する場合

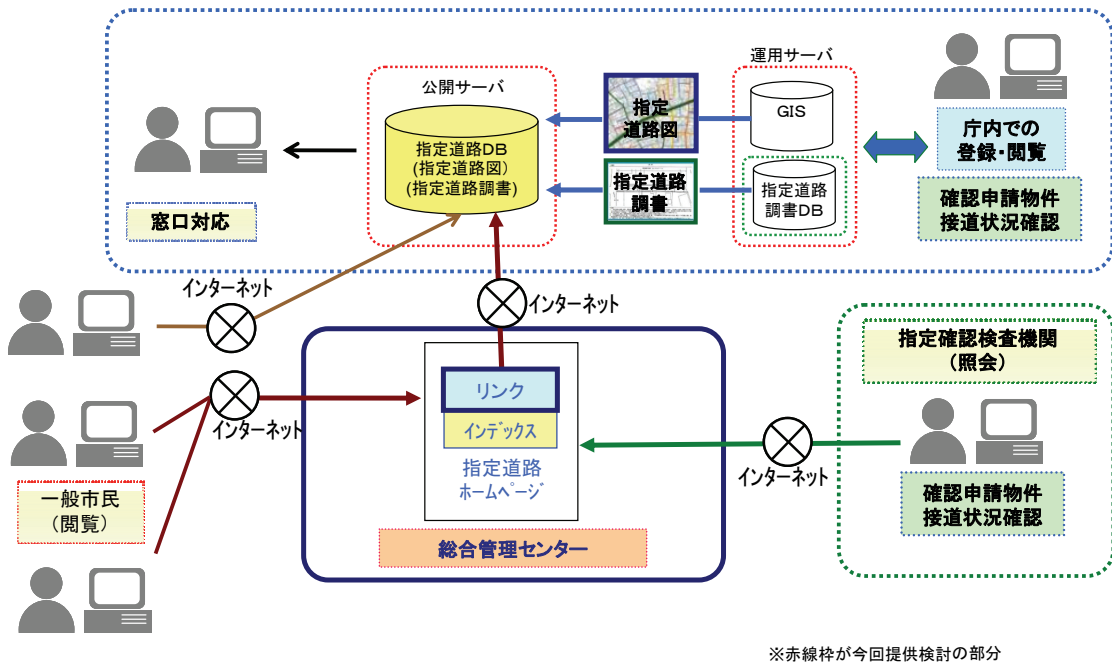
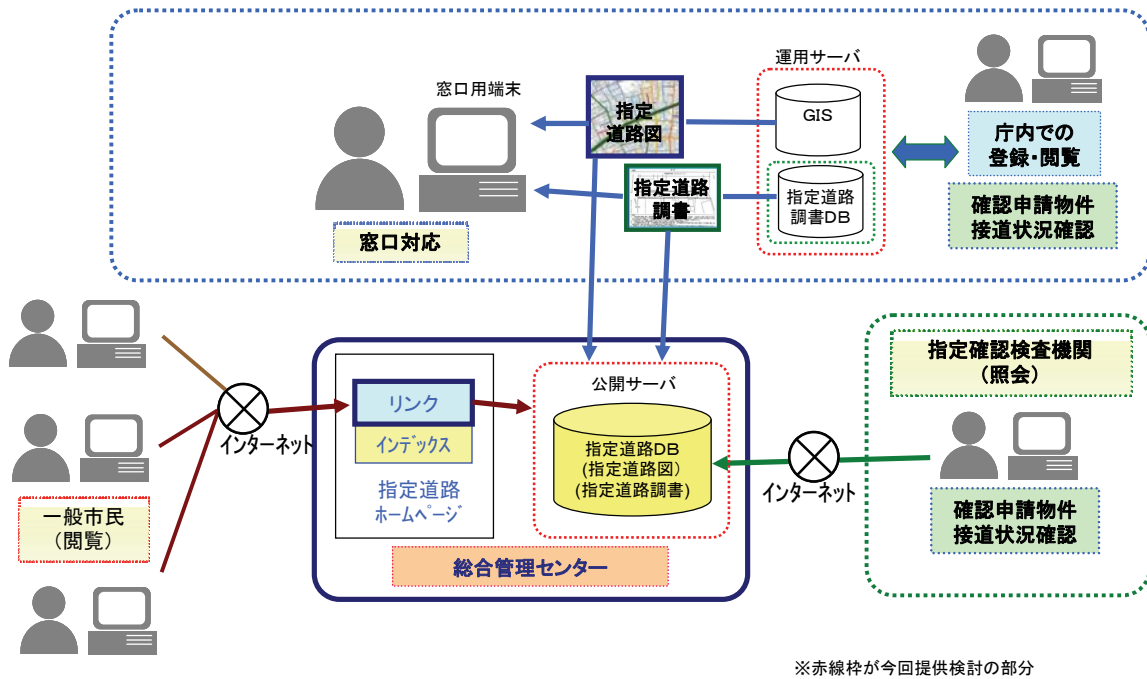


図 4-4 運用形態2:公開サーバを総合管理センターにて管理する場合



#### イ 評価版の運用

平成 20 年 10 月頃より評価版の運用を開始。その後改善点、追加機能等の要望の反映に努め、指定道路関係の省令改正施行までに、システムの完成度を高める。

## 5. 建築基準法令データベース



## 5. 建築基準法令データベースの検討状況

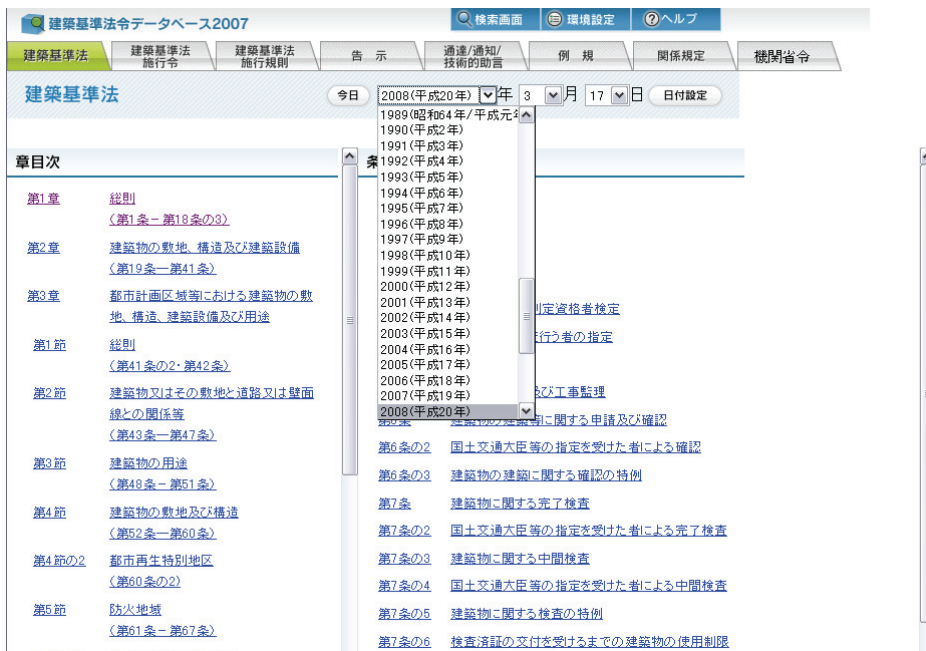
### (1) 検討経過

#### <法令情報>

平成 20 年 3 月末公布までの法令を収録し、ICBA 内のサーバ環境にて稼動中（ICBA ホームページにより公開）。（図 5-1）

6 月 25 日までに約 10 万件のアクセスあり。

図 5-1 建築基準法令データベース 章目次のイメージ



収録法令は次のとおり。

- ア 建築基準法（法律、政令、省令、告示）附則を含む（改正履歴も収録）。
- イ 建築基準法施行令第9条による建築基準関係規定（最新版のみ）
- ウ 建築基準法施行関係通達、例規、技術的助言等

#### <大臣認定情報>

国土交通省が所有する大臣認定書を PDF 化し、それを用いて簡易的に検索できるシステムを、平成 20 年 4 月より特定行政庁及び指定確認検査機関の希望者に提供。（図 5-2～5-3）

移行認定を除く総計約 12,900 件（平成 20 年 6 月 25 日現在）中、約 3,300 件を公開中。

審査機関毎の ID とパスワード、USB トークンにより閲覧を制限。

図 5-2 大臣認定 トップページイメージ

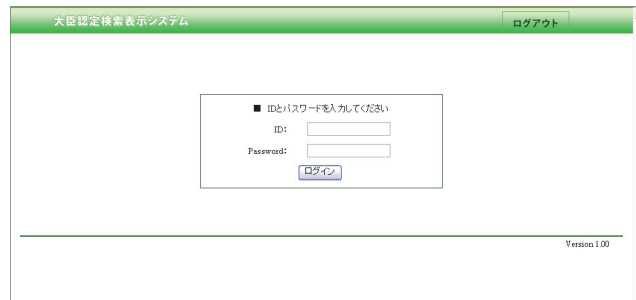
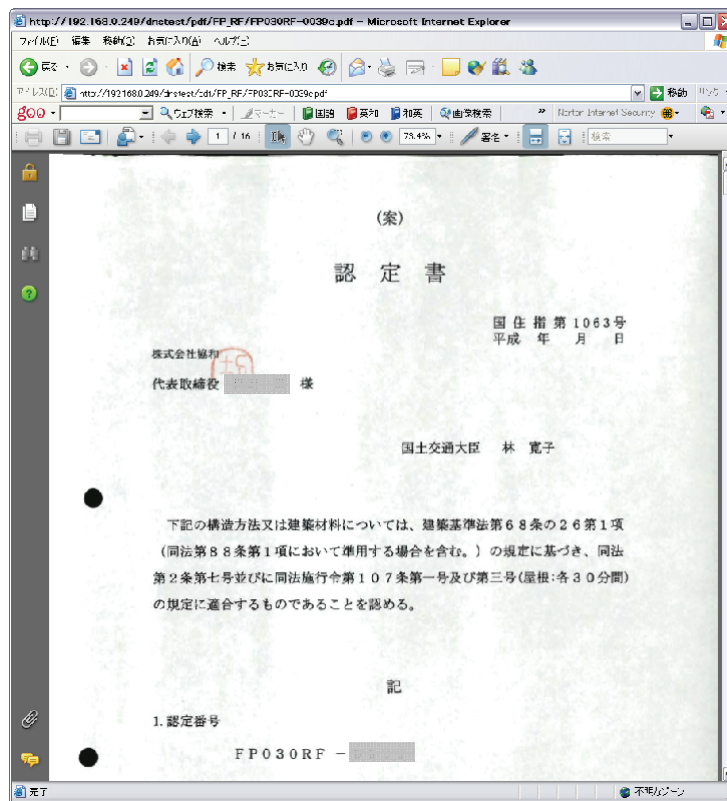


図 5-3 大臣認定 検索画面イメージ



図 5-5 認定書PDF表示のイメージ



## (2) 今後の予定

### ア 収録内容の拡張

建築基準法を参照する条文を持つ法令（耐震改修促進法等）、地方条例、建築審査会案件、建築士法、大臣認定（構造方法等の認定）への対応方法を検討。

### イ JIS/JAS 規格票への対応

建築基準法第 28 条の 2 第 3 号及び第 37 条に規定する指定建築材料情報のデータベースを構築（日本規格協会にリンク）（図 5-6）

図 5-6 JIS規格票一覧

JIS/JAS規格票一覧				
JIS				
指定建築材料				
法37条第1号の規定により定められた平成12年5月31日建設省告示第1446号(最終改正平成18年9月29日国土交通省告示第1168号)第1で掲げられた建築材料の第2で定める別表1で規定された区分及び日本工業規格(JIS)				
区分	該当する建築材料	規格番号	規格名称	改正公示
		A5525	鋼管ぐい	2004/10/20 1998/11/20 1994/02/01
		A5526	H形鋼ぐい	2005/03/30 2000/02/20 1994/11/01
		E1101	普通レール及び分岐器用特殊レール	2006/03/25 2005/11/21 2001/03/20
		E1103	軽レール	1993/03/01
		G3101	一般構造用圧延鋼材	2004/03/20 1995/11/01
		G3106	特殊構造用圧延鋼材	2004/03/20

規格番号をクリックするとJISCサイト内の「旧規格リスト」画面(図2)に遷移する。

### (3) 検討課題

ア 地方公共団体建築関係条例について  
更新情報の入手体制が課題。

イ 地方公共団体審査会情報について  
建築審査会情報をインターネットで公開している行政庁もあるが、未だ対応していないところもあり、これらの行政庁の情報をどのようにするのか検討が必要。

ウ 審査請求事例  
建築審査会で審議した、審査請求事例を法令データベースに掲載することについて、掲載する情報の集約方法の検討が必要。

全国建築審査会協議会で、平成 16 年度からの審査請求事例を公開（協議会会員のみに限定的に提供）しているため、協議会との調整が必要。

※ アンケート調査によると、約半数の特定行政庁は、他の特定行政庁に対する限定的公開であれば可能と回答。



## 運営経費と利用料について

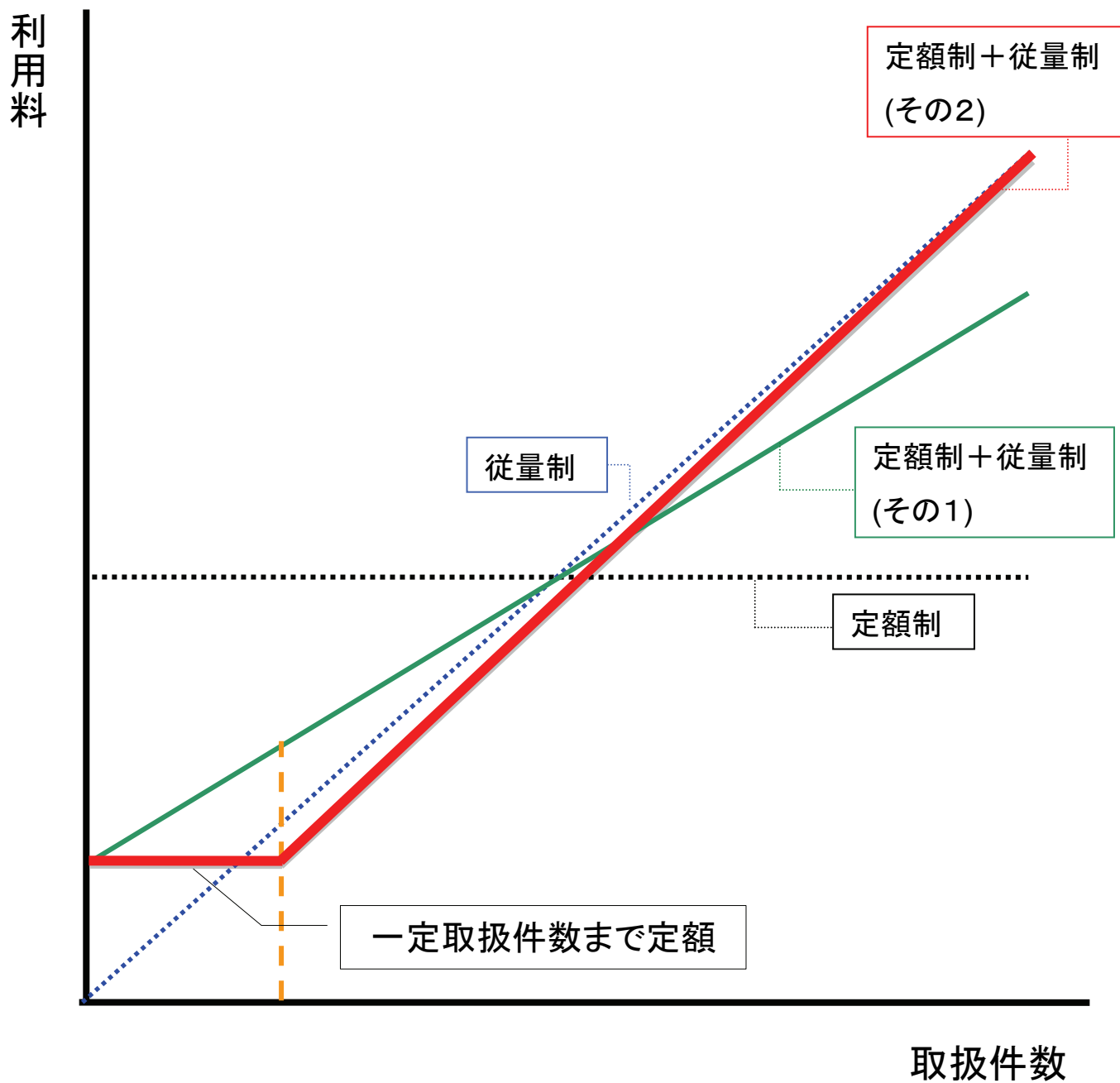
1. システム運営と利用料設定の考え方
2. 運営経費の見積
3. 費用種別の内容
4. 運営経費の分担(利用料)の考え方
  - (1)建築士・事務所登録閲覧システムについて
  - (2)台帳・帳簿登録閲覧システムについて
  - (3)通知・報告配信システムについて
  - (4)建築基準法令DBの利用料について
  - (5)道路台帳登録閲覧システムについて
5. 建築士法の事務に関する建築士・事務所登録閲覧システム利用料について

## 1. システム運営と利用料設定の考え方

### 第3回総会にて説明済

- (1) 全体の運営経費は、年間6.8億円とし、利用料で賄うものとする。
  - (2) 利用料は、定額制と従量制の組合せとする。(図1-1)
  - (3) 定額部分は、サブシステム毎に運営費・導入率等を勘案して設定する。
  - (4) 従量部分は、利用形態(登録、閲覧、送受信等)に応じたサブシステム毎の単価に、各々の取扱件数(確認検査件数、建築士登録件数等)を乗じて設定する。
  - (5) 限定特定行政庁等、取扱件数が少ない団体の参加を促すため、取扱件数が一定量までは従量加算しないこととする。なお、その一定量に対する利用料については、現行支援システム導入庁の年間利用料を下回るように設定する。
- 
- (6) 平成21年度に利用料が発生するのは建築士法の事務に関する建築士・事務所登録閲覧システムのみとする。
  - (7) (6)以外の利用料については利用団体数や開発経費等が未確定な状況から更に検討を行う。

図1-1 料金設定の考え方(イメージ)





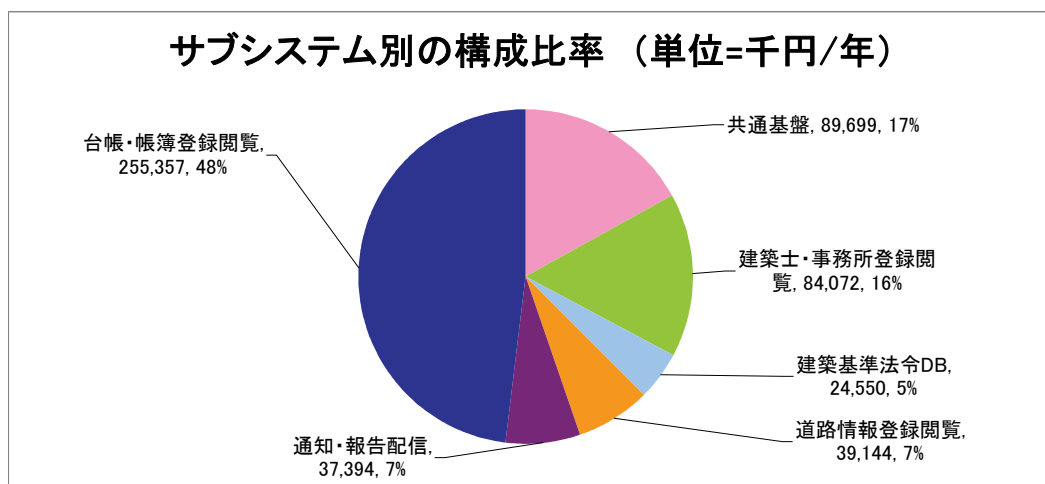
## 2. 運営経費の見積

(単位:千円/年)

サブシステム 費用種別		共通基盤	建築基準 法令DB	建築士・ 事務所登 録閲覧シ ステム	道路情報 登録閲覧 システム	台帳・帳 簿登録閲 覧システ ム	通知・報 告配信シ ステム	小計	(消費税)	合計	
①保守費用	S/W保守	4,121	2,731	8,596	5,503	17,021	5,212	43,184	2,159	45,343	
	システム 基盤	H/W (ベンダ)	1,632	450	608	888	631	418	4,625	231	4,857
		M/W (ベンダ)	9,011	1,495	6,018	1,250	6,800	2,050	26,624	1,331	27,955
		M/W (SE)	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	7,800	390	8,190
②システム 修繕費用	S/W修繕	7,541	3,464	21,164	11,262	100,631	12,827	156,888	7,844	164,733	
	システム 基盤	H/W	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		M/W (SE)	1,300	650	650	650	650	650	4,550	228	4,778
③再構築費用		21,764	6,357	26,606	11,181	50,503	6,275	122,685	6,134	128,819	
④運営費用	IDC	20,465	5,847	14,618	5,847	8,771	7,309	62,857	3,143	66,000	
	通信基盤費	17,739	1,774	3,548	993	54,283	1,064	79,402	3,970	83,372	
	コールセンタ	4,826	483	965	270	14,767	290	21,600	1,080	22,680	
個別経費 (①+②+③+④)		89,699	24,550	84,072	39,144	255,357	37,394	530,216	26,511	556,727	
⑤コンティンジェンシー		53,022						53,022	2,651	55,673	
⑥諸経費		64,804						64,804	3,240	68,044	
共通経費 (⑤+⑥)		117,826						117,826	5,891	123,717	
総計 (個別経費+共通経費) システム毎の所要額 (⑤⑥までの配分後)			36,115	123,678	57,585	375,653	55,011	648,042	32,402	680,444	
各システム総計 (税込み)			37,921	129,862	60,464	394,436	57,761			680,444	

※S/Wはソフトウェア、H/Wはハードウェア、M/Wはミドルウェア、SEはシステムエンジニア、IDCはデータセンター)

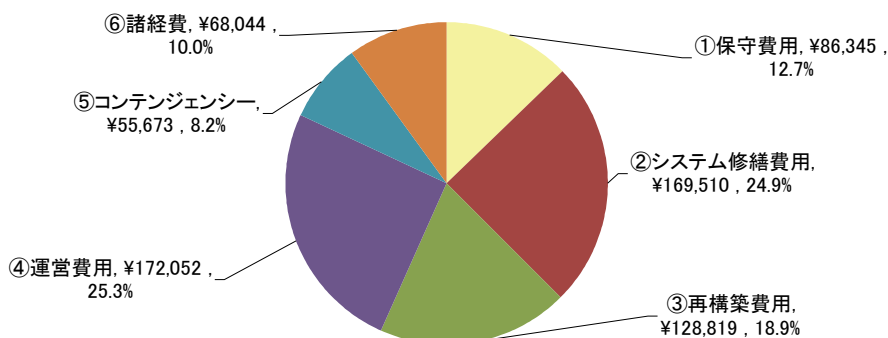
### サブシステム別の構成比率 (単位=千円/年)



### 3. 費用種別の内容

<b>①保守費用</b>		システムを目的通りに機能させるために掛かる費用
S/W保守		開発したSoftwareの保守
開発アプリの障害時対応	開発アプリの障害は原則としてBug起因とする。 (Bugの混入フェーズは設計/開発を問わないモノとする。)	
運行監視	各サブシステムおよび共通基盤が問題無く稼働しているか、ログ等必要に応じて監視し、障害発生時に(各種保守担当者への連絡するなど)二次窓口となる運用担当者の工数。 システム基盤としての監視システムの監視とログ収集およびチェック。 (H/W単体のアラートは24時間体制のIDCがチェックする。)	
管理費	各サブシステムやベンダー間に跨る調整などにかかる費用。	
システム基盤部分の障害時対応		
H/W ベンダサポート	障害発生時の部品調達・交換など。 サービス種類によって対応が若干異なる。	
M/W ベンダサポート	該当製品に対する年間サポート契約。	
M/W SEサポート	該当製品に対する当システムの障害対応。 (障害対応パッチ、またはサポート窓口からのアドバイスに従った作業での解決を対象とする。)	
<b>②システム修繕費用</b>		システムの仕様変更や品質向上にかかる費用
S/W修繕費		
法改正・機能修繕費用	開発したSoftWareの法改正に伴う仕様変更や障害予防などの品質改善に掛かる費用はこの明細に積まれる。	
管理費	財団の直接人件費。 各サブシステム毎の新規データ入力やユーザー登録・変更などのデータメンテナンスに掛かる費用がここに積まれる。 ICBA自身の人的リソースを使用する場合もあれば、外注業者への業務委託する場合もある。	
システム基盤部分		
H/W	サイジング想定外の要因により、CPUやHDなどのシステムリソースが足りなくなった際にリソースを増強する。6年間は増強しない。	
M/W SEサポート	OS、DBなどのセキュリティ、その他パッチの検証作業、および本番環境への適応作業。 (①のM/WSEサポートとの違いは、①が既に発生した障害に対するパッチ当て。②は今後、発生する可能性の有る障害に対する予防的なパッチ当て。)	
<b>③再構築費用</b>		当システムの計画寿命後、再構築する際の費用
開発アプリ	S/Wは12年目で、再構築を想定。H/Wは6年間で再構築を想定。 また、M/WやOSの変更には開発アプリの再テストも必要となる。	
<b>④運営費用</b>		システムを日々稼働させるために掛かる費用
IDC	データセンター費用	
通信基盤費	通信基盤の費用	
コールセンタ	操作説明・サポート窓口人件費	
<b>⑤コンティンジェンシー</b>		問題が発生した際に、その対応策を実施するために引き当てられる費用
コンティンジェンシー	現時点で不明確な内容に関して、各運用経費のカテゴリに直接積みにくい内容のリスク等に対応させる。	
<b>⑥諸経費</b>		
諸経費	上記以外で運用保守経費に加えるべき、一般管理費。	

#### 費用種別による構成比率 (単位=千円/年)

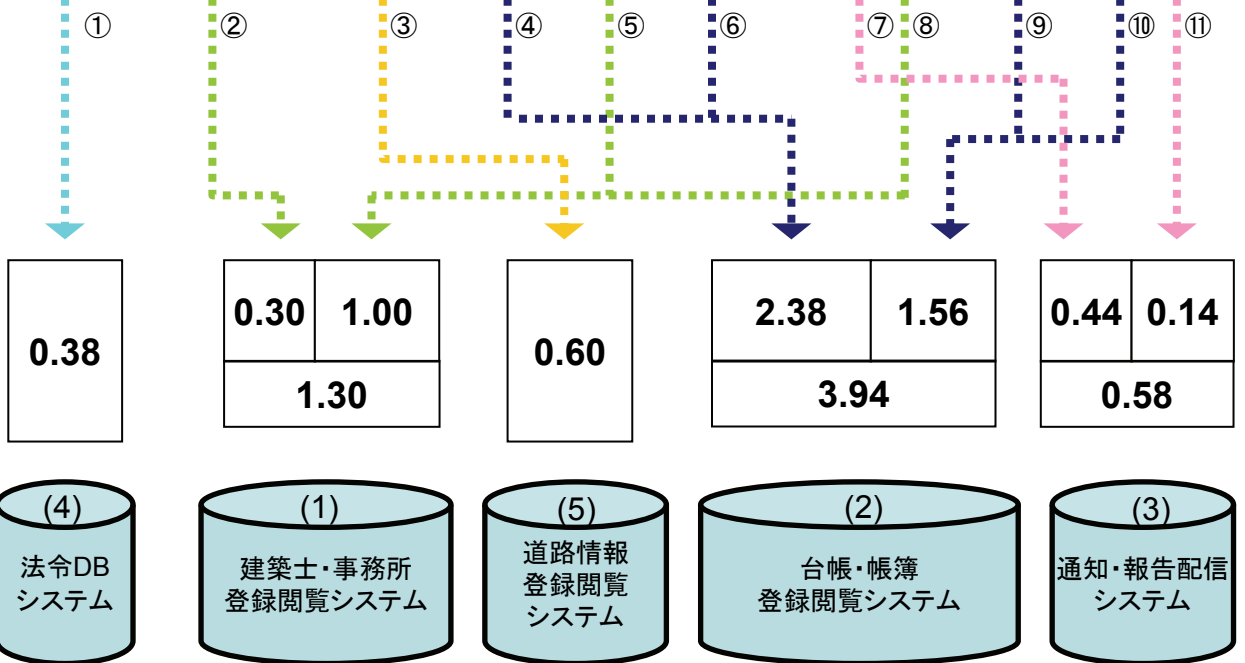


#### 4. 運営経費の分担(利用料)の考え方

(単位: 億円/年)

国等	国・都道府県等 (建築士法行政)	特定行政庁(都道府県含む)	指定確認検査機関
0.38	0.30	3.72	2.40

0.38	0.30	0.82	2.90	2.40
法令確認	行政 建築士法	指導行政		確認審査
0.38	0.30	0.60 0.22	0.30 2.16	0.44 0.70 1.49 0.07 0.14



0.38	1.30	0.60	3.94	0.58
------	------	------	------	------

全体運営経費 約6.8億円

## (1)建築士・建築士事務所登録閲覧システムについて

効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築士事務所登録時において管理建築士の名寄せ照会を行うことにより、厳格な資格審査を行うことができる。</li> <li>・全国からの建築士資格の照会をオンライン化することにより、迅速かつ正確な審査を行うことができる。</li> </ul>
----	---

年間運営経費	番号	負担者	負担の考え方	単価の例示	負担発生時期
		負担金額			
		想定団体			
1.30億円	②	都道府県(国土交通省含む) 指定法人	「5. 建築士法の事務に関する建築士・事務所登録閲覧システム利用料について(案)」(p44)による。		平成21年 4月1日
		0.30億円			
		143機関			
	⑤	特定行政庁	設計者・工事監理者の資格要件を照会により確認することから、1照会あたりの単価を設定する。	1照会につき100円程度	平成22年 4月1日
		0.30億円			
		436機関			
⑧	指定確認検査機関	設計者・工事監理者の資格要件を照会により確認することから、1照会あたりの単価を設定する。	1照会につき100円程度	平成22年 4月1日	
	0.70億円				
	125機関				

## (2)台帳・帳簿登録閲覧システムについて

効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令で義務付けられている台帳・帳簿をデータベース化して保管することができる。</li> <li>・建築物に係る事件・事故が起きた場合に、データベースから迅速に該当物件(類似物件)を検索し、対応策を講じることができる。</li> </ul>
----	---

年間運営経費	番号	負担者	負担の考え方	単価の例示 ※総合管理センター利用の場合の単価を示す。			負担発生時期			
		負担金額		定額部分		従量部分				
		想定参加団体		種別	分類	金額				
3.94億円	⑥	特定行政庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定額部分については日本建築行政会議(以下「JCBA」という。)等の負担金を参考として、行政庁の規模により設定する。</li> <li>・従量部分については確認処分を行った建築確認物件数による算定する。</li> <li>・単価は参加団体数により設定金額に幅がでる。</li> <li>・従量加算しない一定件数は100件程度とする。</li> </ul>	都道府県		130万円～200万円程度	1物件あたり500円～1,500円程度			
		2.16億円		政令指定都市		120万円～190万円程度				
		227～436機関		特定行政庁	第4条第1項	50万円～170万円程度				
				特定行政庁	第4条第2項	40万円～150万円程度				
				特定行政庁	特別区	25万円～150万円程度				
				限定特定行政庁		5万円～10万円程度				
		⑨		指定確認検査機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定額部分についてはJCBA等の負担金を参考として、行政庁の規模により設定する。</li> <li>・従量部分については審査を行った建築確認物件数による算定する。</li> <li>・参加団体数により設定金額に幅がある。</li> <li>・従量加算しない一定件数は100件程度とする。</li> </ul>	大臣指定		40万円～80万円程度	平成22年4月1日	
				1.49億円		地方整備局指定		30万円～70万円程度		
	13～125機関		知事指定			20万円～60万円程度				
	④	特定行政庁	データストック量の増大を勘案し、1物件あたりの単価を設定する。	ストック1物件あたり10円程度			平成22年4月1日			
0.22億円										
⑩	指定確認検査機関	データストック量の増大を勘案し、1物件あたりの単価を設定する。	ストック1物件あたり10円程度			平成22年4月1日				
	0.07億円									
		参加団体13～125機関								

### (3)通知・報告配信システムについて

効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知・報告資料を送信することにより、指定確認検査機関では郵送手間等を軽減することができる。</li> <li>・通知・報告資料を受信することにより、特定行政庁では台帳への入力手間を軽減することができる。</li> </ul>
----	--

年間運営 経費	番号	負担者	負担の考え方	単価の例示	負担発生時期
		負担金額			
		想定参加団体			
0.58億円	⑪	指定確認検査機関	報告書類の振分けや送付手間、送付料の削減効果を考慮して単価を設定する。 また、物件規模により作業量、送付料等も異なることから、単価の設定を2段階に分けている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第6条第1項第1号～第3号の1物件につき40円程度</li> <li>・法第6条第1項第4号、昇降機等、工作物の1物件につき20円程度</li> </ul>	平成22年4月1日
		0.14億円 125機関			
	⑦	特定行政庁	受理したデータの台帳の入力手間の削減効果を考慮して単価を設定する。 また、物件規模による作業量、送付料等も異なることから、単価の設定を2段階に分けている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第6条第1項第1号～第3号の1物件につき160円程度</li> <li>・法第6条第1項第4号、昇降機等、工作物の1物件につき80円程度</li> </ul>	平成22年4月1日
		0.44億円 436機関			

#### (4)建築基準法令DBについて

効果	・建築物の増築・改築に際し、過去の建築基準法等の規制内容を検索することができる。また、大臣認定DBを活用することにより、設計者、審査者の負担を軽減することができる。
----	--

年間運営経費	番号	負担者	負担の考え方	単価の例示	負担発生時期
		負担金額			
		想定参加団体			
0.38億円	①	国 特定行政庁 指定確認検査機関 情報会員 0.38億円	・特定行政庁、指定確認検査機関の負担額は、確認や審査担当者数等を考慮して決定する。 ・別途検討している情報会員(個人、法人会員等)に対して一定の負担を求める。	1万円～12万円程度	平成22年4月1日

## (5)道路情報登録閲覧システムについて

効果	・省令による指定道路図及び指定道路調書の作成から公開業務までを一連の作業として行うことができる。
----	--

年間運営経費	番号	負担者	負担の考え方	単価の例示	負担発生時期
		負担金額			
		想定参加団体			
0.60億円	③	特定行政庁 0.60億円 ソフト利用団体 200機関 総合管理センター 利用団体50 機関	システムを利用する団体に対して一定の負担を求める。 加えて総合管理センターで公開業務を行う場合は、応分の負担を求める。	ソフト利用1団体あたり10万円～20万円程度  総合管理センター 利用1団体あたり 60万円程度	平成22年4月1日



## 5. 建築士法の事務に関する建築士・事務所登録閲覧システム利用料について（案）

### (1) 利用料の基本的な考え方について

- ①建築士・事務所登録閲覧システムの年間の運営経費は、約 1.3 億円と見込まれる。
- ②このうち、建築士法に基づく事務を行う国、都道府県等が負担する額の合計を年間約 0.3 億円とする。平成 21 年度はこの部分の利用料のみを徴収することとする。
- ③定額部分は建築士と建築士事務所の事務で各 5 万円/年とし、従量部分を加算する。
- ④平成 21 年度の国及び都道府県別の利用料は別表 1 のとおりとする。
- ⑤指定登録機関、指定事務所登録機関を指定した都道府県とそれぞれの機関との負担割合については、各都道府県とそれぞれの機関との協議に委ね、決定した内容で（財）建築行政情報センターとそれぞれの機関で契約を締結する。ただし、合計金額は都道府県別の金額（別表 1）とする。

### (2) 従量制の考え方について

建築士及び建築士事務所の登録件数を基本とし、以下の方法により分担・補正する。  
（別表 2）

- ①建築士と建築士事務所に関する事務の負担割合  
登録収入等を勘案し、建築士に関する事務を行う者と建築士事務所に関する事務を行う者の合計負担割合を、 $1299:1558 \div 1.0 : 1.2$  とする。
- ②建築士の種別による国・都道府県間の補正  
1 級建築士登録 1 件あたりの単価は、システム規模を勘案し 2 級・木造建築士の単価に 1.18 を乗じて補正する。
- ③人口増減率による各都道府県間の補正  
2 級・木造建築士の登録件数と各年度における新規登録件数の地域差を勘案し、昭和 60 年～平成 17 年の 20 年間の人口の増減率による係数を乗じて補正する。

## 別表1

## 建築士法の事務に関する建築士・事務所登録閲覧システムの国・都道府県別利用料(平成21年度)(案)

(単位:円/年)

都道府県名	建築士		建築士事務所		合計	
	税抜き	税込み	税抜き	税込み	税抜き	税込み
国土交通省	4,540,000	4,767,000	—	—	4,540,000	4,767,000
北海道	400,000	420,000	680,000	714,000	1,080,000	1,134,000
青森	90,000	94,500	150,000	157,500	240,000	252,000
岩手	90,000	94,500	160,000	168,000	250,000	262,500
宮城	200,000	210,000	330,000	346,500	530,000	556,500
秋田	100,000	105,000	200,000	210,000	300,000	315,000
山形	100,000	105,000	200,000	210,000	300,000	315,000
福島	140,000	147,000	260,000	273,000	400,000	420,000
茨城	160,000	168,000	330,000	346,500	490,000	514,500
栃木	100,000	105,000	220,000	231,000	320,000	336,000
群馬	140,000	147,000	270,000	283,500	410,000	430,500
埼玉	390,000	409,500	740,000	777,000	1,130,000	1,186,500
千葉	280,000	294,000	540,000	567,000	820,000	861,000
東京	960,000	1,008,000	2,120,000	2,226,000	3,080,000	3,234,000
神奈川	430,000	451,500	900,000	945,000	1,330,000	1,396,500
新潟	200,000	210,000	360,000	378,000	560,000	588,000
富山	120,000	126,000	180,000	189,000	300,000	315,000
石川	110,000	115,500	200,000	210,000	310,000	325,500
福井	80,000	84,000	140,000	147,000	220,000	231,000
山梨	60,000	63,000	130,000	136,500	190,000	199,500
長野	170,000	178,500	350,000	367,500	520,000	546,000
岐阜	120,000	126,000	230,000	241,500	350,000	367,500
静岡	240,000	252,000	480,000	504,000	720,000	756,000
愛知	460,000	483,000	710,000	745,500	1,170,000	1,228,500
三重	120,000	126,000	200,000	210,000	320,000	336,000
滋賀	110,000	115,500	170,000	178,500	280,000	294,000
京都	210,000	220,500	310,000	325,500	520,000	546,000
大阪	600,000	630,000	950,000	997,500	1,550,000	1,627,500
兵庫	340,000	357,000	520,000	546,000	860,000	903,000
奈良	80,000	84,000	130,000	136,500	210,000	220,500
和歌山	70,000	73,500	110,000	115,500	180,000	189,000
鳥取	50,000	52,500	80,000	84,000	130,000	136,500
島根	60,000	63,000	110,000	115,500	170,000	178,500
岡山	120,000	126,000	230,000	241,500	350,000	367,500
広島	190,000	199,500	370,000	388,500	560,000	588,000
山口	100,000	105,000	200,000	210,000	300,000	315,000
徳島	70,000	73,500	140,000	147,000	210,000	220,500
香川	90,000	94,500	190,000	199,500	280,000	294,000
愛媛	100,000	105,000	190,000	199,500	290,000	304,500
高知	60,000	63,000	110,000	115,500	170,000	178,500
福岡	350,000	367,500	530,000	556,500	880,000	924,000
佐賀	60,000	63,000	90,000	94,500	150,000	157,500
長崎	80,000	84,000	140,000	147,000	220,000	231,000
熊本	110,000	115,500	200,000	210,000	310,000	325,500
大分	80,000	84,000	140,000	147,000	220,000	231,000
宮崎	90,000	94,500	190,000	199,500	280,000	294,000
鹿児島	90,000	94,500	210,000	220,500	300,000	315,000
沖縄	80,000	84,000	190,000	199,500	270,000	283,500
計	12,990,000	13,639,500	15,580,000	16,359,000	28,570,000	29,998,500

建築士法の事務に関する建築士・事務所登録閲覧システムの国・都道府県別利用料(平成21年度)(案)

別表2

国・都道府県名	人口増減率 (S60~H17)	1級、2級、木造建築士					建築士事務所			税抜合計(円/年)
		登録者数	級別補正係数	人口補正係数	単価係数	税抜金額(円/年)	登録件数	単価係数	税抜金額(円/年)	
国土交通省	—	326,161	1.18	1.0000	11.783	4,540,000	—	—	—	4,540,000
北海道	0.9909	36,214	1.00	0.9449	11.783	400,000	5,794	117.649	680,000	1,080,000
青森	0.9424	8,245	1.00	0.8987	11.783	90,000	1,281	117.649	150,000	240,000
岩手	0.9661	8,474	1.00	0.9213	11.783	90,000	1,365	117.649	160,000	250,000
宮城	1.0845	16,799	1.00	1.0342	11.783	200,000	2,807	117.649	330,000	530,000
秋田	0.9135	9,340	1.00	0.8711	11.783	100,000	1,712	117.649	200,000	300,000
山形	0.9640	9,503	1.00	0.9192	11.783	100,000	1,680	117.649	200,000	300,000
福島	1.0053	12,723	1.00	0.9587	11.783	140,000	2,181	117.649	260,000	400,000
茨城	1.0918	13,200	1.00	1.0412	11.783	160,000	2,831	117.649	330,000	490,000
栃木	1.0807	8,232	1.00	1.0306	11.783	100,000	1,849	117.649	220,000	320,000
群馬	1.0535	11,508	1.00	1.0047	11.783	140,000	2,330	117.649	270,000	410,000
埼玉	1.2030	29,168	1.00	1.1472	11.783	390,000	6,268	117.649	740,000	1,130,000
千葉	1.1764	20,976	1.00	1.1219	11.783	280,000	4,579	117.649	540,000	820,000
東京	1.0632	80,208	1.00	1.0139	11.783	960,000	18,025	117.649	2,120,000	3,080,000
神奈川	1.1829	32,519	1.00	1.1281	11.783	430,000	7,646	117.649	900,000	1,330,000
新潟	0.9810	18,156	1.00	0.9355	11.783	200,000	3,024	117.649	360,000	560,000
富山	0.9941	10,938	1.00	0.9480	11.783	120,000	1,506	117.649	180,000	300,000
石川	1.0188	9,869	1.00	0.9716	11.783	110,000	1,683	117.649	200,000	310,000
福井	1.0048	7,242	1.00	0.9582	11.783	80,000	1,184	117.649	140,000	220,000
山梨	1.0621	5,088	1.00	1.0128	11.783	60,000	1,098	117.649	130,000	190,000
長野	1.0277	14,685	1.00	0.9800	11.783	170,000	2,988	117.649	350,000	520,000
岐阜	1.0388	10,143	1.00	0.9906	11.783	120,000	1,969	117.649	230,000	350,000
静岡	1.0609	19,732	1.00	1.0117	11.783	240,000	4,094	117.649	480,000	720,000
愛知	1.1239	36,768	1.00	1.0717	11.783	460,000	6,028	117.649	710,000	1,170,000
三重	1.0685	9,997	1.00	1.0189	11.783	120,000	1,734	117.649	200,000	320,000
滋賀	1.1942	8,512	1.00	1.1389	11.783	110,000	1,487	117.649	170,000	280,000
京都	1.0236	18,009	1.00	0.9761	11.783	210,000	2,619	117.649	310,000	520,000
大阪	1.0172	52,086	1.00	0.9700	11.783	600,000	8,100	117.649	950,000	1,550,000
兵庫	1.0592	28,855	1.00	1.0101	11.783	340,000	4,420	117.649	520,000	860,000
奈良	1.0892	6,728	1.00	1.0387	11.783	80,000	1,122	117.649	130,000	210,000
和歌山	0.9529	6,447	1.00	0.9087	11.783	70,000	949	117.649	110,000	180,000
鳥取	0.9854	4,060	1.00	0.9397	11.783	50,000	676	117.649	80,000	130,000
島根	0.9340	5,762	1.00	0.8907	11.783	60,000	973	117.649	110,000	170,000
岡山	1.0211	10,805	1.00	0.9737	11.783	120,000	1,969	117.649	230,000	350,000
広島	1.0204	16,754	1.00	0.9731	11.783	190,000	3,117	117.649	370,000	560,000
山口	0.9319	9,651	1.00	0.8887	11.783	100,000	1,660	117.649	200,000	300,000
徳島	0.9701	6,358	1.00	0.9251	11.783	70,000	1,198	117.649	140,000	210,000
香川	0.9901	7,768	1.00	0.9441	11.783	90,000	1,600	117.649	190,000	280,000
愛媛	0.9594	8,961	1.00	0.9149	11.783	100,000	1,590	117.649	190,000	290,000
高知	0.9482	5,514	1.00	0.9042	11.783	60,000	893	117.649	110,000	170,000
福岡	1.0701	29,309	1.00	1.0204	11.783	350,000	4,546	117.649	530,000	880,000
佐賀	0.9845	5,255	1.00	0.9388	11.783	60,000	791	117.649	90,000	150,000
長崎	0.9276	8,054	1.00	0.8846	11.783	80,000	1,165	117.649	140,000	220,000
熊本	1.0024	9,641	1.00	0.9559	11.783	110,000	1,737	117.649	200,000	310,000
大分	0.9675	7,449	1.00	0.9226	11.783	80,000	1,194	117.649	140,000	220,000
宮崎	0.9809	7,859	1.00	0.9354	11.783	90,000	1,591	117.649	190,000	280,000
鹿児島	0.9637	8,223	1.00	0.9190	11.783	90,000	1,743	117.649	210,000	300,000
沖縄	1.1548	5,807	1.00	1.1012	11.783	80,000	1,632	117.649	190,000	270,000
計		1,043,755				12,990,000	132,428		15,580,000	28,570,000

(注)人口補正係数=人口増減率(S60~H17)×二木合計登録者数÷人口補正後の二木合計登録者数。

金額は登録件(者)数に各係数を乗じて四捨五入。ただし下限を50,000円(基本料金)とする。なお、端数処理の関係で国(一級)の利用料のみ切り上げ。

平成20年6月30日

建築確認等事務改善のための  
共用データベースシステムの普及促進策について（案）

建築行政共用データベースシステム連絡協議会事務局  
（財団法人建築行政情報センター）

（1）趣旨

建築物の安全性や建築行政への国民の信頼を回復していくためには、国、都道府県、特定行政庁及び指定確認検査機関相互が、既存建築物に関する情報の蓄積や建築士・建築士事務所等の情報を共有し、連携を深めていくことが重要になっています。

現在、これらの情報を総合的に管理、提供できるデータベースシステムの構築を進めており、当連絡協議会では開発状況などの情報提供や普及活動に努めております。

このデータベースシステムを効果的かつ効率的に運用していくためには多くの都道府県、特定行政庁及び指定確認検査機関等の参加を促進していく必要があります。

そこで、多くの関係機関が参加できるような環境整備として、共用データベースシステム普及促進策に関する意見書を取りまとめていきます。

（2）環境整備事項

- ① 指定確認検査機関が特定行政庁に対して行う確認及び検査の報告については、現在紙、又は電子ファイルのどちらでも行えることとなっているが、実態として両方を求められており不合理であることから、当該業務の効率化・合理化のため、電子ファイル（オンライン処理）で行うこととすべきである。
- ② 特定行政庁による台帳の整備に関しては、事件・事故等に対する既存建築物等の情報の迅速な検索が求められていることから、これらの情報の共有化を図り、データベース化すべきである。
- ③ 各都道府県知事が行う建築士事務所登録の際の管理建築士の専任性チェックについては、他の都道府県の建築士及び建築士事務所情報のいわゆる「名寄せ」が不可欠であることから、これら情報の共有化を図り、データベース化すべきである。
- ④ 建築確認における建築士及び建築士事務所の確認にあたっては、現行の免許証の確認だけでは不十分であることから、直近の処分状況なども確認できる建築行政共用データベースシステムの「建築士・事務所登録閲覧システム」で行うようにすべきである。
- ⑤ 大臣認定書の認定内容及び写しを建築主事等に提供又は一般公開するため、当該情報のデータベース化については国費にて行うべきである。

（3）今後の対応

- ① 上記に掲げる内容等について、指定確認検査機関および特定行政庁からアンケート等により意見を聴取し、意見書（案）を取りまとめる。
- ② 取りまとめた案を連絡協議会総会（次回の総会を予定）に諮る。

平成20年6月30日

## 建築行政共用データベースシステムに関する質疑・意見等

(受付期間:平成20年3月27日～4月30日)

※お寄せいただいたご意見は、他の類似意見と統合したり、加筆したりした箇所があります。予めご了承ください。

No	分類	質疑・意見等	回答
1	台帳・帳簿	指定確認検査機関にとってのシステム利用メリットについて	<p>本システムを整備する趣旨として、建築物に係る事件・事故事案発生時に迅速な行政対応を実現するため、建築物のストック情報を電子データとして蓄積するということがあります。建築確認が民間に大きくシフトしている現在、建築物のストック情報を円滑かつ継続的に蓄積していくには、指定確認検査機関の方の利用が不可欠と考えます。一方、指定確認検査機関側のメリットとして、次のことが挙げられます。</p> <p>1) 審査業務の円滑化 建築基準法令データベースにより、建築基準法令のほか、地方条例、大臣認定情報等の迅速な照会が可能となります。</p> <p>2) 特定行政庁への報告業務のペーパーレス化 通知・報告配信システムにより、紙の報告書を送付する手間が省けます。</p> <p>その他、今後のシステム仕様策定及び法令等改正によりますが、指定道路情報の照会、建築士・建築士事務所情報の全国一括検索等もメリットになり得ると考えています。</p>
2	台帳・帳簿	台帳・帳簿登録閲覧システムは、単なる帳簿管理のシステムと、建築確認業務全般を管理するシステムのどちらを目指しているのか。	帳簿の管理と建築確認業務全般の事務処理支援を目指しています。
3	台帳・帳簿	<p>台帳・帳簿登録閲覧システムに次のような会計処理機能は具備されるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料自動計算 (規模、適判対象、遠隔地等による)</li> <li>・請求書発行機能 (現金払・振込の別、一括発行等)</li> <li>・会計処理システムへのインタフェース</li> <li>・売上計上物件の自動抽出機能</li> <li>・前受金、未払金、売掛金管理機能</li> </ul>	<p>ご質問の機能については、指定機関の運用形態がさまざまであることを勘案し、システム開発対象外とさせていただきました。</p> <p>但し、データベース仕様の公開により、対象外の機能についても各指定機関にて別途対応可能とする予定です。</p>

No	分類	質疑・意見等	回答
4	台帳・帳簿	<p>台帳・帳簿登録閲覧システムに次のような機能は具備されるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>進捗管理機能 (未済物件管理、承認プロセス等)</li> <li>目標管理等のマネジメント機能</li> <li>住宅性能評価事業申込案件管理</li> <li>適合証明事業申込案件管理</li> <li>帳簿の保存に関する情報管理 (文書保存番号、PDF保存との連携ほか)</li> </ul>	<p>ご質問の機能のうち、台帳・帳簿登録閲覧システムに具備予定のものは次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>進捗管理機能</li> <li>住宅性能評価事業申込案件か、適合証明事業申込案件であるかを判断できるチェックボックス</li> </ul> <p>その他の機能については、指定機関の運用形態がさまざまであることを勘案し、システム開発対象外とさせていただきました。 但し、データベース仕様の公開により、対象外の機能についても各指定機関にて別途対応可能とする予定です。</p>
5	台帳・帳簿	<p>台帳・帳簿登録閲覧システムに次のような検査支援機能は具備されるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検査予約状況照会（携帯端末による）</li> <li>最適検査経路算定機能（GPS利用）</li> <li>審査検査進捗情報公開（WEB利用）</li> </ul>	<p>ご質問の機能については、指定機関の運用形態がさまざまであることを勘案し、システム開発対象外とさせていただきました。 但し、データベース仕様の公開により、対象外の機能についても各指定機関にて別途対応可能とする予定です。</p>
6	台帳・帳簿	<p>法改正への迅速な対応について、当社のシステムはシンプルなので、昨年の法改正に伴う帳票改修は1週間程度で完了した。 もし、業界全体が台帳・帳簿登録閲覧システムを利用している状況で帳票改修が遅れ、長期間システムが使えない状況になれば、社会的問題はさらに大きくなる。そこで、DB上に予備エリアを事前に確保し、当面はそれを活用する等、帳票改修が間に合わない場合のエクセル帳票のダウンロードとエクスポート機能等を事前に組み込むべきではないか。</p>	<p>仕様検討の参考とさせていただきます。 仕様が決まり次第、改めてお伝えいたします。 ご意見ありがとうございます。</p>
7	台帳・帳簿	<p>入力支援（制限）機能について、入力項目毎に、半角又は全角でないと入力できない等の入力制限機能の搭載を希望する。</p>	<p>仕様検討の参考とさせていただきます。 仕様が決まりましたら改めてお伝えいたします。 ご意見ありがとうございます。</p>
8	台帳・帳簿	<p>ヘルプ機能について、操作説明を画面上に表示するなど、直感的な操作ができるようにしてほしい。</p>	<p>仕様検討の参考とさせていただきます。 仕様が決まりましたら改めてお伝えいたします。 ご意見ありがとうございます。</p>
9	台帳・帳簿	<p>市町村合併による地名統合について、過去物件の地名が、現在の地名に自動変換できるようにしてほしい。</p>	<p>仕様検討の参考とさせていただきます。 仕様が決まりましたら改めてお伝えいたします。 ご意見ありがとうございます。</p>
10	台帳・帳簿	<p>入力データのチェックについて 入力データのチェックシートのプリントアウトができるようにしてほしい。</p>	<p>仕様検討の参考とさせていただきます。 仕様が決まりましたら改めてお伝えいたします。 ご意見ありがとうございます。</p>

No	分類	質疑・意見等	回答
11	台帳・帳簿	検索及び統計処理を分かりやすくしてほしい。	仕様検討の参考とさせていただきます。仕様が決まりましたら改めてお伝えいたします。ご意見ありがとうございました。
12	建築士・事務所	事務所の立入検査についてのデータ項目を設けてほしい。	データ項目には「立入調査実施日」、「調査結果等」を設けており、実施日毎に調査の内容を保存できるようにしています。なお、「調査結果等」は255文字保存可能です。
13	建築士・事務所	建築士に係る登録データのうち、対象項目を閲覧・印刷できるようにしてほしい。	建築士の検索、対象項目の閲覧及び印刷が可能です。
14	その他	自社内でVPNを使ったネットワークを利用している場合、共用データベースのIP-VPNを利用するには、自社とは別系統のVPN接続が必要になるのか？	必要です。その理由は、IP-VPNはセキュリティ上、利用目的毎に独立して運用する必要があるためです。
15	その他	自社内でVPNを使ったネットワークを利用している場合、同一クライアントで自社ネットワークと共用DBの両方にアクセスできるのか？これができないと、多くの社員が2台のPCを使い分けることになってしまい、非現実的である。	1台のPCで両方のIP-VPNが利用できます。
16	その他	IP-VPNのイニシャル費用およびランニング費用負担は？	イニシャル費用は国費で、ランニング費用は利用料に含まれます。
17	その他	共用DBを運用する際に必要なPCのブラウザは？	PCのブラウザは下記のいずれかです。 ・Internet Explorer6.0SP1以上 ・Firefox2.0以上です。
18	その他	ASPを採用しない場合の動作環境については早めに提示してほしい。システムインフラについては、中長期の視点でリプレースや機能UP、ハウジングやホスティング等の計画を立てる必要があり、リプレース等が終わった後で、当DBが使えないことが判明した場合には大きなロスになる。	(指定確認検査機関からのご意見につき) 自社サーバでも運用可能なサブシステムは台帳・帳簿登録閲覧システムとなりますが、動作環境は未定です。決定次第、早期にお伝えいたします。

平成20年6月30日

## 質疑・要望の送付方法について

建築行政共用データベースシステム  
連絡協議会事務局

第4回総会における質疑・要望等につきましては、下記により連絡協議会事務局までお送りください。なお、質疑への回答、要望への対応方法等につきましては、次回連絡協議会にて報告し、「会員専用サイト」に掲載する予定です。

### 1. 記載事項

機関名、連絡担当者名、連絡先電話番号を明記し、質疑・要望等の内容をできるだけ具体的に記載してください。様式は問いません。

### 2. 送付方法

電子メールまたはFAXにて下記宛ご送付ください。

連絡協議会事務局（担当 戸崎、久保）

電子メール：dbkyougikai@icba.or.jp

FAX：03-5225-7731

### 3. 締め切り

平成20年7月31日 17:00

### 4. 質疑回答等の掲載について

「会員専用サイト」は、下記「連絡協議会ホームページ」よりアクセスしてください。

連絡協議会ホームページ：[www.icba.or.jp/DBkyougikai](http://www.icba.or.jp/DBkyougikai)

「会員専用サイト」をクリックすると、パスワード入力画面が表示されます。パスワードは、連絡協議会会員宛、電子メールにて既にお伝えしております。不明の場合は、連絡協議会事務局（TEL：03-5225-7706）までお問い合わせください。



## 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 会則

## 第 1 章 総 則

## (名 称)

第 1 条 この会は、建築行政共用データベースシステム連絡協議会（以下「本会」という。）と称する。

## (目 的)

第 2 条 本会は、建築行政共用データベースシステム（以下「共用DB」という。）の構築段階から会員相互の情報交換及び意見収集の場を確立し、それを反映させた建築行政分野におけるよりよいシステムの構築を実現することを目的とする。

## (活 動)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 共用DBに関する情報提供
- 二 共用DBに対する意見及び要望の取りまとめ
- 三 その他、本会の目的を達成するために必要な活動

## (会員の資格)

第 4 条 会員は、次に掲げる者とする。

- 一 国土交通省
- 二 都道府県
- 三 建築主事を置く市町村及び特別区
- 四 指定確認検査機関
- 五 その他、本会が必要と認める者

## (会員の権利)

第 5 条 会員の権利は、次のとおりとする。

- 一 会員は、役員を選任権並びに総会の議決権を 1 団体につき 1 有する。  
なお、選任権及び議決権は団体の代表が行使することができる。
- 二 会員は、会議への参加及び本会が主催する活動に参加することができる。

## 第 2 章 役 員

(役員の種類及び選任)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
  - 二 副会長 1名
  - 三 理事 10名以上20名以下
- 2 理事は、総会において選任する。
  - 3 会長及び副会長は、理事のうちから総会において選任する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 会長、副会長及び理事は、理事会を組織し、会則及び総会の議決に基づき、本会の活動を行う。

(役員任期)

第8条 役員任期は、平成21年度限りとする。

- 2 補欠又は増員のため就任した役員任期は、在任者の残任期間と同一とする。

## 第 3 章 会 議

(会 議)

第9条 会議は、総会及び理事会とする。

(総 会)

第10条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、次の事項を議決する。
  - 一 共用DB構築の基本的事項に関する提案
  - 二 会則の改正
  - 三 その他本会の運営に関すること

(理事会)

第 11 条 理事会は、役員をもって構成する。

2 理事会は、次の事項を決定する。

- 一 総会に付議すべき事項
- 二 総会で決定した事項の執行に関する事
- 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事

(会議の招集、開催)

第 12 条 会議は、会長が招集する。

- 2 総会は、原則として毎年度 2 回開催する。
- 3 理事会は、会長が必要と認めたとき開催する。

(議 長)

第 13 条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第 14 条 会議は、総会にあつては会員、理事会にあつては役員 $\frac{2}{3}$ 以上の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第 15 条 議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

- 2 前項において賛否同数のときは、議長がこれを決する。

(代理表決等)

第 16 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、会長又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

## 第 4 章 事 務 局

(事務局)

第 17 条 協議会の事務を処理するため、財団法人建築行政情報センターに事務局を置く。

- 2 本会の運営経費は、事務局が負担する。

## 第 5 章 雑 則

(細 則)

第 18 条 この会則の施行に関して必要な事項は、理事会の決定を得て別に定める。

(附 則)

この会則は、平成 19 年 7 月 26 日から施行する。